

大規模小売店舗立地法 手続の手引き

第 十 二 版

令和5年8月改訂

札幌市経済観光局 経営支援・雇用労働担当部

商業・経営支援課

この「手引き」は、札幌市における大規模小売店舗立地法の手続をまとめたものです。法律のみならず、政令・省令、指針、解説、ケーススタディ等を遵守したうえで、この手引きに則って必要な手続を行ってください。なお、これらについては、経済産業省のホームページ（<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html>）から入手することができます。

凡 例

法	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)
施行令	大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)
施行規則	大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号)※
指針	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (平成19年経済産業省告示16号)

※「通商産業省」＝現「経済産業省」

目 次

第一編	法の概要	1
1	法の目的（法第1条）	2
2	法の対象（大規模小売店舗：法第2条及び第3条）	2
3	大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項（法第4条及び指針）	5
4	生活環境の保持の配慮（法第10条）	5
5	法手続の基本的な流れ	6
6	札幌市が行う手続	8
第二編	各種手続	11
第1	大規模小売店舗の新設の手続	12
1	出店計画策定にあたって	13
2	届出	14
3	説明会	15
4	札幌市の意見	20
5	札幌市の意見後の変更等	20
6	札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表	23
第2	大規模小売店舗の変更の手続	25
第2-1	法第6条第1項の変更	26
1	届出	26
第2-2	法第6条第2項の変更	27
1	出店計画策定にあたって	27
2	届出	28
3	説明会	31
4	札幌市の意見	33
5	札幌市の意見後の変更等	33
6	札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表	33
第2-3	法附則第5条第1項の変更	34
1	出店計画策定にあたって	35
2	届出	36
3	説明会	38
4	札幌市の意見	40
5	札幌市の意見後の変更等	40
6	札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表	40
第3	その他の手続	41

第 3 - 1	大規模小売店舗の廃止 第 6 条第 5 項	42
1	届出	42
第 3 - 2	承継	43
1	届出	43
第三編	届出書類の作成	45
1	届出書関係	46
2	添付書類・補足資料関係	59

第一編 法の概要

平成12年6月1日にスタートした大規模小売店舗立地法は、大型店と地域との調和をめざす新しいルールです。

ここでは、この大規模小売店舗立地法について、簡単にご説明いたします。

1 法の目的（法第1条）

この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。（法1全文）

2 法の対象（大規模小売店舗：法第2条及び第3条）

法の対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」（一の建物として政令で定めるものを含む）であって、その建物内の「店舗面積」の合計が1,000㎡を超えるものです。

【説明】 各用語の定義（大規模小売店舗立地法の解説 参照）

店舗面積（法第2条第1項）

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積

- ※ 「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となる。
 - ① 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはならないが、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当する。
 - ② カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うと解される。
 - ③ 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはならない。
- ※ 「小売業を行うための店舗」
 - ・ 同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当する。
 - ・ 通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば「小売業を行う店舗」にはならない。
- ※ 「床面積」とは、建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう（建築基準法施行令2①Ⅲ）。

「店舗面積」に関する統一解釈（大規模小売店舗立地法の解説 参照）

一 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

二 店舗面積に含まない部分

(1) 階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便 所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	

(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)参照
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14) はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

(注)

(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1.5m以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1.5m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1.5m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

一の建物として政令で定めるもの（施行令第1条）

一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

※ 「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断する。

- ① 買物客以外の通行人が相当数を占め
- ② 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

※ 地上の建物と地下街が接続している場合

- ① 地上の建物とその地下部分は一の建物として扱う。
- ② 上記①の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱う。

三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

※ 「附属建物」とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わないものとする。

3 大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項（法第4条及び指針）

※以下、項目のみ掲載。詳細は「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」参照

(1) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

- ・ 立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
- ・ 地域住民への適切な説明
- ・ 都道府県（札幌市）からの意見に対する誠意ある対応
- ・ 小売業者の履行確保、責任体制の明確化
- ・ 大規模小売店舗の開店後における適切な対応

(2) 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

- ・ 駐車需要の充足等交通に係る事項
- ・ 歩行者の通行の利便の確保等
- ・ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- ・ 防災・防犯対策への協力

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

- ・ 騒音発生に係る事項
- ・ 廃棄物等に係る事項
- ・ 街並みづくり等への配慮等

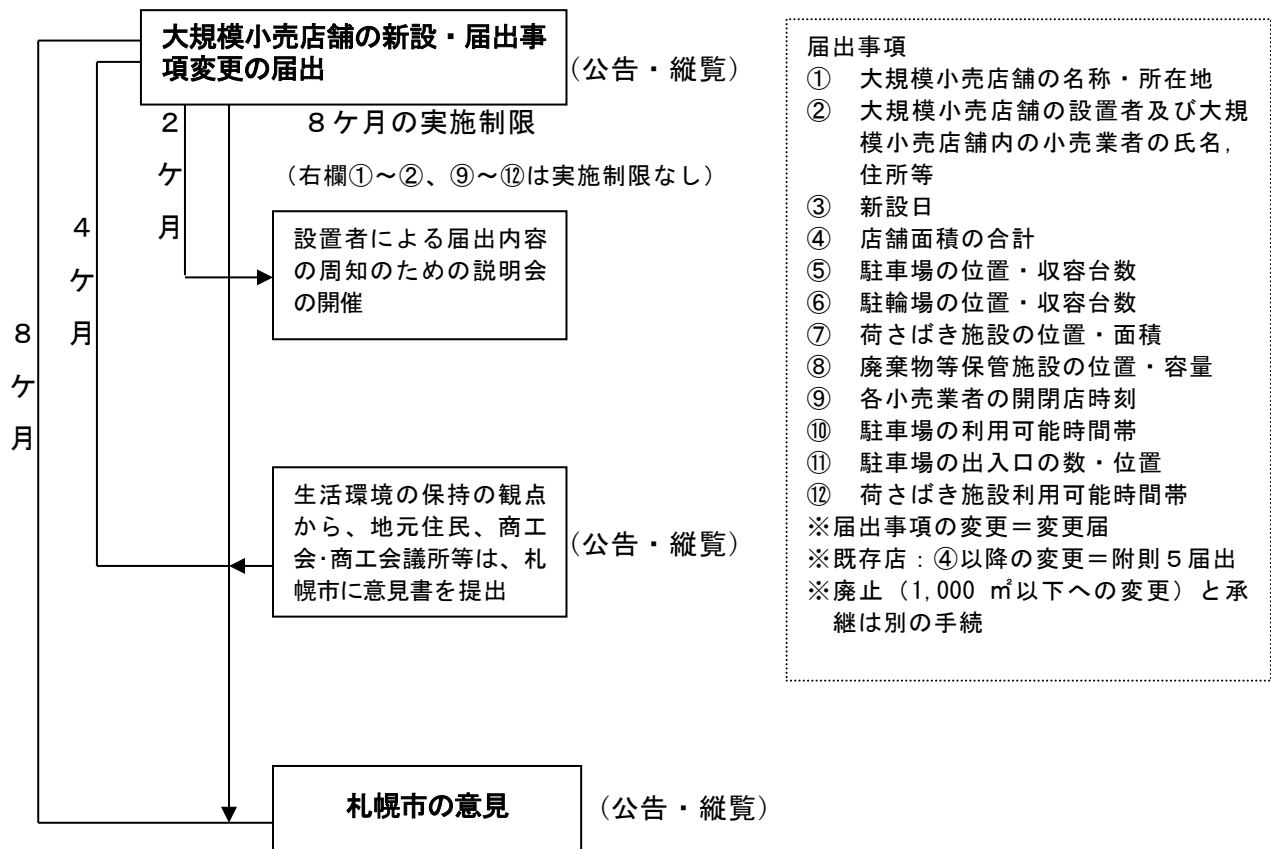
4 生活環境の保持の配慮（法第10条）

(1) 大規模小売店舗の設置者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければなりません。

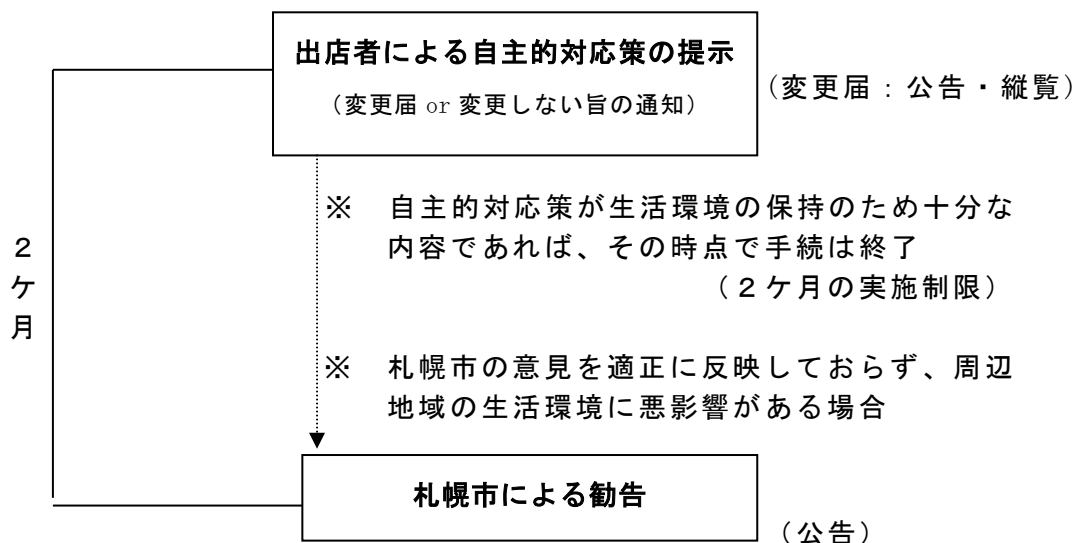
(2) 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、大規模小売店舗を設置するものが、その届け出た事項にしたがって行う事項の円滑な実施に協力するよう努めなければなりません。

5 法手続の基本的な流れ (法第5条～第9条関係 フロー図)

参照：事項別手続一覧（次ページ）



※ 意見がなければその時点で手続は終了（意見がない旨の通知）
 （8ヶ月の実施制限解除）



(正当な理由なく勧告に従わなかったときはその旨を公表)

※ 事項別手続一覧（新設・届出事項の変更・廃止・承継）

項目	事前説明	実施制限	届出	添付書類	公告	縦覧	説明会	住民等意見	市意見等	備考	
新設 (増床により1,000㎡を超える場合を含む)	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象		
変更	店舗の名称・所在地	不要	なし	要	不要	対象	対象	不要	対象	対象外 ・遅滞なく届出 ・既存店は不要	
	設置者・小売業者の名称・住所等	不要	なし	要	不要	対象	対象	不要	対象	対象外 ・遅滞なく届出 ・既存店は不要	
	新設日	任意	8ヶ月	要	なし	対象	対象	要	対象	対象	
		①新設日の繰り下げ ②「市の意見なし」の場合の新設日の繰り上げは届出不要									
	店舗面積の合計	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象	
		一度でも法5（新設届）又は附則5の届出を行ったことのある店舗の場合 ①届出済の店舗面積合計の10%以内（MAX1,000㎡）の増加 ②店舗面積の合計の減少は届出不要									
	駐車場	位置 (軽微変更)	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象
			任意	なし	要	要	対象	対象	不要	対象	対象外 ・要申出
		収容台数	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象
		一度でも法5（新設届）又は附則5の届出を行ったことのある店舗 ・収容台数の増加は届出不要									
	利用可能時間帯	任意	なし	要	要	対象	対象	要	対象	対象	
	出入口の位置・数	任意	なし	要	要	対象	対象	要	対象	対象	
	駐輪場	位置 (軽微変更)	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象
			任意	なし	要	要	対象	対象	不要	対象	対象外 ・要申出
	収容台数	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象	
	一度でも法5（新設届）又は附則5の届出を行ったことのある店舗 ・収容台数の増加は届出不要										
荷さばき施設	位置 (軽微変更)	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象	
		任意	なし	要	要	対象	対象	不要	対象	対象外 ・要申出	
	施設面積	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象	
	一度でも法5（新設届）又は附則5の届出を行ったことのある店舗 ・施設面積の増加は届出不要										
作業可能時間帯	任意	なし	要	要	対象	対象	要	対象	対象		
廃棄物等保管施設	位置 (軽微変更)	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象	
		任意	なし	要	要	対象	対象	不要	対象	対象外 ・要申出	
	施設容量	任意	8ヶ月	要	要	対象	対象	要	対象	対象	
	一度でも法5（新設届）又は附則5の届出を行ったことのある店舗 ・施設容量の増加は届出不要										
開店時刻	任意	なし	要	要	対象	対象	要	対象	対象		
	一度でも法5（新設届）又は附則5の届出を行ったことのある店舗 ・開店時刻の繰り下げは届出不要										
閉店時刻	任意	なし	要	要	対象	対象	要	対象	対象		
	一度でも法5（新設届）又は附則5の届出を行ったことのある店舗 ・閉店時刻の繰り上げは届出不要										
札幌市意見後の変更	任意	2ヶ月	要	要	対象	対象	不要	対象外	対象	必要に応じ資料添付	
札幌市意見に対する不変通知	任意	2ヶ月	要	要	対象外	対象外	不要	対象外	対象	必要に応じ資料添付	
勧告後の変更	任意	なし	要	要	対象	対象	不要	対象外		必要に応じ資料添付	
廃止（1,000㎡以下にする場合）	不要	なし	要	不要	対象	対象外	不要	対象外	対象外		
承継	不要	なし	要	※	対象外	対象外	不要	対象外	対象外	※承継事実を証する書類添付	

* 軽微変更：附属施設（駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物保管施設）の位置の変更であって、周辺への影響が変更前と比べ変化しないと市が認めたもの（→届出時に軽微変更該当する旨の申出が必要）

なお、附則5の届出で「一時的な変更」「店舗面積の合計の減少」も軽微な変更となる場合があります。

* 既存店：平成12年6月1日現在すでに大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超の店舗）で法施行後一度も届出を行っていない店舗

6 札幌市が行う手続

6-1 公 告

(1) 公告する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗の新設の届出（概要） 法 5 ③ ・ 大規模小売店舗の変更の届出（概要） 法 6 ③ (法 5 ③準用) ・ 大規模小売店舗の廃止の届出 法 6 ⑥ ・ 住民等の意見（概要） 法 8 ③ ・ 札幌市意見（概要） 法 8 ⑥ ・ 札幌市意見後の変更の届出（概要） 法 8 ⑧ (法 5 ③準用) ・ 勧告 法 9 ③ ・ 勧告後の変更の届出（概要） 法 9 ⑤ (法 5 ③準用)
(2) 公告の方法	札幌市公告式条例に基づき、公告する内容を記した文書を市役所の掲示場へ掲示（概ね 5 日間）します。
(3) 公告以外の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告した文書の写しを関係区の掲示場に掲示します。 ・ 札幌市のホームページに最新情報を掲載 ・ 広報さっぽろ（新設及び店舗面積が 1,000 m² を超えて増加する届出）

※関係区：店舗敷地境界から 1 km 圏内の区（以下、同じ）

6-2 縦 覧

(1) 縦覧する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗の新設の届出(公告日から 4 ヶ月間) 法 5 ③ ・ 大規模小売店舗の変更の届出(公告日から 4 ヶ月間) 法 6 ③ (法 5 ③準用) ・ 住民等の意見(公告日から 1 ヶ月間) 法 8 ③ ・ 札幌市意見(公告日から 1 ヶ月間) 法 8 ⑥ ・ 札幌市意見後の変更の届出(公告日から 4 ヶ月間) 法 8 ⑧ (法 5 ③準用) ・ 勧告後の変更の届出(公告日から 4 ヶ月間) 法 9 ⑤ (法 5 ③準用)
(2) 縦覧場所 ・ 時間	<p>ア 縦覧場所：札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー</p> <p>イ 縦覧できる時間：平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで (正午から午後 1 時までを除く)</p> <p>※ 閉庁日は縦覧できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

6-3 住民等の意見の受付

大規模小売店舗の新設・変更の公告があったときは、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する方は、だれでも札幌市に対して意見書の提出により、意見を述べることができます（法８②）。

札幌市では、その意見書の受付を次のように行っています。なお、述べられた意見は、明らかに公序良俗に反するものなど法の趣旨を逸脱したもの以外は、すべて縦覧に供されるとともに、その概要は公告されます。

(1) 意見書の標準的な様式	<p>【おもて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所（所在地）及び氏名（団体名） ・ 「大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定に基づき意見を述べます。」 <p>【う ら】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所（所在地）及び氏名（団体名） 裏面の内容は、縦覧されますので、差し支えがあれば、記載は不要です。 ・ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ・ 意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項 ・ 意見の内容 <p>※様式は下記の札幌市ホームページに掲載しております。 http://www.city.sapporo.jp/keizai/daiten/intro/index.html</p>
(2) 意見書の提出先及び提出方法	<p>ア 提出先 経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課</p> <p>イ 提出方法 持参、郵送、FAX、 e-mail (shogyo@city.sapporo.jp)</p>

6-4 公表

札幌市は、勧告を行った場合、設置者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることになっています。（法９⑦）

公表の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市公告式条例に基づき、公表に係る文書の札幌市の掲示場への掲示 ・ 札幌市の掲示場に掲示した文書の写しを関係区掲示場に掲示 ・ 報道機関への情報提供 ・ その他市民に広く情報提供できる方法（札幌市ホームページ等）
-------	--

第二編 各種手続

大規模小売店舗を新設したり、施設規模・運営方法などを変更するときは、法の規定に従い、届出・説明会開催などの手続が必要になることは、第一編で簡単に紹介しましたが、ここでは、具体的な手続方法を説明します。

●平成12年6月1日現在、店舗面積1,000㎡超の店舗&大店法調整済みで平成13年1月末までに開店した店舗面積1,000㎡超の店舗

- ・平成12年6月1日以後、最初の届出事項の変更
 - 第2-3 法附則第5条第1項の変更 P 34
- ・法附則第5条第1項の届出以後の変更
 - 法5①I又はIIの事項→第2-1 法第6条第1項の変更 P 26
 - 法5①IV～VIの事項 →第2-2 法第6条第2項の変更 P 27
 - 届出者の地位の承継 →第3-2 承継 P 43
- ・店舗面積を1,000㎡以下にする場合→第3-1 大規模小売店舗の廃止 P 42

●上記以外の場合

- ・店舗面積1,000㎡の店舗の新設（店舗面積を増加して1,000㎡を超える場合を含む 例 従来800㎡→1,500㎡=新設）
 - 第1 大規模小売店舗の新設 P 12
- ・法5（新設）届出後の届出事項の変更
 - 法5①I又はIIの事項→第2-1 法第6条第1項の変更 P 26
 - 法5①III～VIの事項 →第2-2 法第6条第2項の変更 P 27
 - 届出者の地位の承継 →第3-2 承継 P 43
- ・店舗面積を1,000㎡以下にする場合→第3-1 大規模小売店舗の廃止 P 42

第1 大規模小売店舗の新設の手続

全く新しい建物を建設して店舗面積が1,000㎡を超える場合のほか、既にある建物を増築して、その店舗面積が1,000㎡を超える場合や、既にある建物の全部又は一部の用途を変更して、店舗面積が1,000㎡を超える場合も「大規模小売店舗の新設」の手続が必要です。

なお、届出の日から8ヶ月経過後でなければ新設（開店）はできません（法5④）。

注）市の意見なしで手続が終了した場合は、その時点で新設が可能となります（法8⑤）。

1 出店計画策定にあたって

1-1 関係行政機関等との協議等

大規模小売店舗の出店計画策定にあたっては、法はもちろんのこと、指針や本市の運用を尊重してください。また、技術的な事項や、その取り扱い（「地区」の指定、「駅」のとり方など）については、関係法令を遵守したうえで、警察・道路管理者等の関係行政機関等と十分に協議・相談を行ってください。

1-2 出店計画の事前説明

関係制度等との整合性の確保や法手続を円滑に行うため、出店計画がほぼできあがった時点で、あらかじめ（概ね1ヶ月前まで）届出に係る出店計画の概要を商業・経営支援課までお知らせください。

なお、届出書類の案や図面等がある場合は、事前説明の際にお持ちください。

【確認する主な内容】

- ・ 大規模小売店舗の名称・所在地
- ・ 建物設置者の名称・所在地
- ・ 新設予定日・届出予定日
- ・ 建物等の概要（用途地域、敷地面積、延床面積、構造、階数等）
- ・ 小売業の業態、小売業以外の用途の有無
- ・ 店舗面積、主な小売業者、開店時刻、閉店時刻
- ・ 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物保管施設計画（届出事項に準拠）
- ・ 騒音関係（遮音壁の有無、冷却塔、室外機の有無、夜間騒音発生の有無等）
- ・ 開発許可等関係法令上の手続の状況
- ・ 立地周辺地域における公的計画、建築協定の有無及び有る場合はその内容
- ・ 説明会開催の予定時期、場所、回数等（おおよそのもの）
- ・ その他必要な事項（指針配慮事項など）

2 届 出

大規模小売店舗の新設をする場合は、札幌市に必要な事項を届け出なければなりません（法5）。

2-1 届出義務者

届出義務者は、大規模小売店舗の新設（増床するなどして大規模小売店舗となる場合を含む。）をする者です。

【説 明】用語の解説

- ・ 「新設をする者」とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用貸借権を有する者等は含まれない（「大規模小売店舗立地法の解説」より）。
- ・ 新設をする者が二人以上である場合には、全員又は一部が共同して届出することができる（施行令3）。
- ・ 建物が区分所有されている場合は、各区分所有者は「新設をする者」としてそれぞれ届出を行わなければならない。この場合、区分所有者の中に、新設後における自分の所有に係る建物の部分に店舗がない者は「新設をする者」に含まれず届出の必要はない（「大規模小売店舗立地法の解説」より）。

2-2 届出関係書類の提出

届出関係書類の作成 第三編届出書類の作成 参照	届出書様式	施行規則「様式第1」 （記載事項についてはP46～48参照）
	添付書類	施行規則4参照
		・ 「届出書」「添付書類」を補完する資料の提出をお願いします。 ・ 上記書類の作成は、下記担当課と十分打ち合わせのうえ作成してください。 届 出 書 類 全 般…経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課 交通に関する項目…まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 騒音に関する項目…環境局環境都市推進部環境対策課 環廃棄物等に関する項目…境局環境事業部事業廃棄物課
提出時期	新設予定日の8ヶ月よりも前	
提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課	
提出部数	15部以内で届出前に別途指定します	

3 説明会

3-1 説明会の開催

大規模小売店舗の新設の届出をした者は、届出をした日から2ヶ月以内に、届出及び添付書類の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。（法7①・施行規則11）

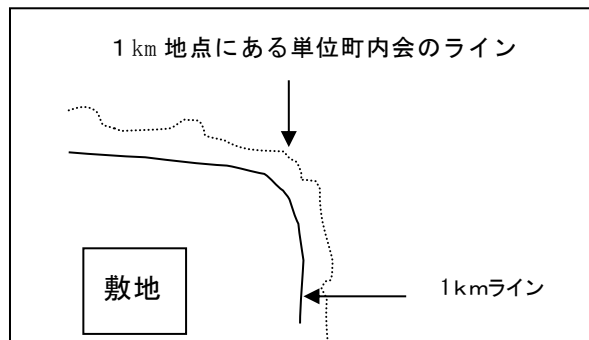
会 場	<u>大規模小売店舗の所在地の周辺の施設で開催してください。</u> ※ 周辺地域の住民等の意向に配慮する観点から立地周辺地域の町内会等と相談することも一つの方法です。なお、町内会等と相談する場合は、事前に商業・経営支援課にお知らせください。
回 数	・ 原則1回ですが、札幌市が必要と認めた場合には、3回を上限として市が指定した回数を開催することになっています（施行規則11①）。 ・ <u>札幌市では、新設の場合、2回以上の開催を指定することとしていますので、特に3回の指定がない限り、2回開催してください。</u>
開催日時	・ <u>説明会に参加する方が参集しやすい日時を設定してください。</u> ・ <u>曜日を問わず夜間（午後7時前後）の開催と日曜又は祝日の日中の開催とを組み合わせてください。</u> ※ 周辺地域の住民等の意向に配慮する観点から立地周辺地域の町内会等と相談することも一つの方法です。なお、町内会等と相談する場合は、事前に商業・経営支援課にお知らせください。

3-2 説明会開催公告

説明会開催者は、開催予定日時・場所を開催予定日の1週間前までに公告しなければなりません。（法7②・施行規則12）

方 法	①、②のいずれかの方法によってください。 ① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること ② 届出に係る大規模小売店舗の立地地点の周辺の地域における説明会開催に関する広告の配布 配布範囲：届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から少なくとも1kmの範囲（敷地境界から1kmに単位町内会がある場合は、その区域全域を含む。次ページ図参照） 配布方法：次のいずれかの方法によってください。 （ア） 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の折り込み広告 （イ） 町内会の協力を得て、回覧版等による広告紙の回覧又は配布 （ウ） 住居、事業所等への広告紙の戸別配布 ※多くの方が届出の内容を知ることができるよう、複数の方法を選択することや、店舗用敷地内に案内を掲示するなどの方法も検討してください。
公告内容 （例示）	・ 大規模小売店舗立地法の規定に基づく説明会であること ・ 大規模小売店舗の新設の届出に係る説明会であること ・ 大規模小売店舗の名称・所在地 ・ 出店計画の概要（開店日・店舗規模・開閉店時刻その他） ・ 説明会開催日時・場所 ・ 説明会主催者名、問い合わせ先

【参考】下図の場合は、点線の内側が配布範囲になります



3-3 説明会実施計画書の提出

説明会開催者は、届出日以降説明会開催公告を行うまでの間に説明会実施計画書（様式はP17参照）を商業・経営支援課に提出してください。

3-4 説明会実施報告書の提出

説明会を開催した者は、説明会実施後速やかに説明会実施報告書（様式はP18参照）を商業・経営支援課に提出してください。

3-5 説明会が開催できない場合

説明会開催者は、その責めに帰すことができない事由であって経済産業省令（施行規則 13①）で定めるものにより、公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しないとされています（法 7④）。

なお、この場合でも、説明会開催者は、施行規則 13②で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければなりません（法 7④）。

<p>・ 経済産業省令で定める事由 （施行規則 13①）</p>	<p>①、②で札幌市が認めるもの ① 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること ② 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと</p>
<p>・ 説明会が開催できない場合の手続</p>	<p>ア 説明会開催の努力 説明会開催者は、上記の事由で、事前に公告した説明会を開催できない場合であっても、届出の日から2ヶ月以内に、説明会を開催するよう努めてください。 イ 説明会開催不能申立書の提出 説明会開催者は、公告期間の確保、場所の確保その他の理由により、2ヶ月の説明会開催期間内では説明会を開催することが困難であると判断したときは、速やかに商業・経営支援課と協議を行い、説明会開催不能申立書（様式はP19参照）を提出してください。</p>
<p>・ 届出事項の周知 （施行規則 13②）</p>	<p>一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること 三 前二号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県（札幌市）が適切と認める方法</p>

様式

説明会実施計画書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する説明会は、下記のとおり行う予定です。

記

項 目	内 容	
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
届出年月日・根拠条文	年 月 日 () 第 条第 項の規定による	
開催計画策定にあつての協議先及びその状況		
説明会開催回数		
説明会開催の周知方法及び時期	法定の公告	※広告(案)は別添とすること
	その他の周知	※広告(案)は別添とすること
予定している内容 (説明者・方法等)	※配布(予定)資料は別添とすること	
第 1 回	開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分(予定)
	開催場所	
第 2 回	開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分(予定)
	開催場所	
第 3 回	開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分(予定)
	開催場所	
その他特記事項		

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式

説明会実施報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する説明会を実施しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

項 目		記 内 容
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
届出年月日・根拠条文		年 月 日 () 第 条第 項の規定による
説明会開催にあつての協議先及びその状況		
説明会開催の周知方法及び時期	法定の公告	※広告物等は別添とすること
	その他の周知	※広告物等は別添とすること
第 1 回	開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分
	開催場所	
	説明者	
	出席者数	
	説明の概要	※配布資料は別添とすること
	主な質疑 応答	
第 2 回	(同 上)	
第 3 回	(同 上)	
その他特記事項		

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式

説明会開催不能申立書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

下記のとおり、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催することができなくなった旨申し立てます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出年月日及び根拠条文
- 3 説明会開催公告の時期及び方法
- 4 説明会開催が不能となった事由（該当するほうの□にチェックを入れる。）
大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項第1号
大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項第2号
（具体的内容 資料等があれば添付すること）

- 5 届出等の内容を周知する方法及びその時期
 - ・ 周知方法
 - ・ 周知する時期

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

4 札幌市の意見

札幌市は、届出があった日から8ヶ月以内に、住民等の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、届出者（大規模小売店舗を新設する者）に対し、周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見をいうことができます。（法8④）

届出の内容によっては、札幌市の意見の有無及び内容の決定に当たり、学識経験者から構成される「札幌市大規模小売店舗の立地に係る生活環境影響評価専門家会議」を開催しますので、大規模小売店舗設置者の出席をお願いします。

意見有りの場合	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市が意見を述べる場合は、書面により行います。（法8④） 札幌市の意見は、その概要が公告され、さらに公告の日から1ヶ月間その全文が縦覧されます。（法8⑤） 届出者は、札幌市に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知が必要となります。（→5 札幌市の意見後の変更等）
意見なしの場合	<ul style="list-style-type: none"> 意見を有しない旨の通知は、書面により行います。 上記通知があった時点で法の手続は終了します。この場合、8ヶ月間の新設（開店）制限が解除されます（新設の日を繰り上げて、変更の届出は必要ありませんが、この場合でも実際の新設日を商業・経営支援課までお知らせください。）。

5 札幌市の意見後の変更等

札幌市の意見が述べられた場合、届出者（建物設置者）は、その内容を踏まえ、札幌市に自主的な対応策を提示しなければなりません。（法8⑦）

届出事項を変更する旨の届出 *当初の届出事項を変更する場合	届出関係書類の作成 第三編 届出書類の作成 参照	届出様式	施行規則「様式第5」 （記載事項についてはP54 参照）
	書類提出先	添付書類	施行規則4（変更に係る添付書類）参照
	書類提出部数	<ul style="list-style-type: none"> 「届出書」「添付書類」を補完する資料の提出をお願いすることがあります。 書類は、担当課と十分打ち合わせのうえ作成してください。（P14 参照） 	
届出事項を変更しない旨の通知 *当初の届出事項を変更しない場合	通知書様式	様式はP22参照	<ul style="list-style-type: none"> 変更しない理由を付記し、必要資料を添付 書類は、担当課と十分打ち合わせのうえ作成してください。
	書類提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援担当課	
	書類提出部数	15部以内で提出前に別途指定します。	

【説 明】

- ・ 札幌市の意見を踏まえ届出事項にはない事項により対応を図る場合（例えば、建物の配置の微調整、遮音壁・緑地帯の設置など）は「届出事項を変更しない旨の通知」の扱いとなりますが、「理由」の欄に、採用した対応策を明記したうえで、必要な資料（当初の届出の際に提出した「添付書類」「補足資料」に変更がある場合は、変更に係る「添付書類」「補足資料」）を添付してください。
- ・ 「自主的対応策」を検討する際には、出店計画の策定と同様、関係行政機関等と十分に協議・相談を行ってください。
- ・ 「届出事項を変更する旨の届出」又は「変更しない旨の通知」を提出する前にあらかじめ商業・経営支援担当課にお知らせください。
- ・ 「届出事項を変更する旨の届出」又は「変更しない旨の通知」の日から2ヶ月を経過した後でなければ、大規模小売店舗の新設（開店）はできません（法8⑨）。

様式

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 当初の届出年月日及び根拠条文
- 3 変更しない理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

6 札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表

札幌市は、「自主的対応策」としての「届出」又は「通知」の内容が、札幌市の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難な場合は、指針を勘案しつつ、「届出」又は「通知」がなされた日から2ヶ月以内に、理由を付して必要な措置をとるべきことを勧告することができます（法9①）。

この勧告を受けた場合、大規模小売店舗を新設する者は、当該勧告を踏まえ、札幌市に必要な変更に係る届出を行うこととなります（法9④）。

この変更をする場合には、出店計画の策定と同様、関係行政機関等と十分に協議・相談を行ってください。

また、届出書を提出するにあたっては、その内容等について、事前に商業・経営支援担当課にお知らせください。

6-1 札幌市の勧告

- ・札幌市の勧告は、理由を付して書面により行います。
- ・札幌市の勧告内容は、公告されます。（法9③）
- ・札幌市は、届出者が、正当な理由がなく、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。（法9⑦）

6-2 札幌市の勧告後の変更届

札幌市の勧告を受けた場合は、必要な変更に係る届出を行うこととなります。

届出関係書類の作成	届出書様式	施行規則「様式第6」 （記載事項についてはP54参照）
第三編届出書類の作成 参照	添付書類	施行規則4（変更に係る添付書類）参照 ・「届出書」「添付書類」を補完する資料の提出をお願いします。 ・上記書類の作成は、担当課と十分打ち合わせのうえ作成してください。
書類提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課	
書類提出部数	15部以内で届出前に別途指定します	

6-3 公表手続

<p>(1) 公表手続の開始</p>	<p>札幌市では、次の場合に公表の手続を行います。</p> <p>① 法第9条第4項の届出を行わず（届出内容が勧告を適正に反映していない場合を含む。）に新設（開業）した場合。ただし、札幌市が届出事項以外で対応を求めた場合であって、その対応に係る関係書類の提出があった場合は、除く。</p> <p>② 札幌市の勧告に従わない旨を明確に意思表示した場合</p> <p>③ 新設後の実態が勧告内容を反映していない場合</p>
<p>(2) 理由の聴取</p>	<p>札幌市では、公表しようとするときは、届出者に対し、公表する旨を通知したうえで、勧告に従わない理由を書面により聴きます。ただし、正当な理由がなく、これに応じないとき、又は所在が不明で、上記の通知ができないときは、この限りではありません。</p>
<p>(3) 公表の方法等</p>	<p>札幌市は、届出者から述べられた理由が、正当でないと判断した場合は、以下の方法により、公表するとともに、届出者に対し、書面でその旨を通知します。</p> <p>なお、届出者が述べた理由が、正当と判断した場合は、届出者に対し、その旨を通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市公告式条例に基づき、公表に係る文書の札幌市の掲示場への掲示 ・ 札幌市の掲示場に掲示した文書の写しを関係区掲示場に掲示 ・ 報道機関への情報提供 ・ その他市民に広く情報提供できる方法（札幌市ホームページ等）

第2 大規模小売店舗の変更の手續

●一度、大規模小売店舗立地法の届出（法5、法附則5）をした店舗

- ・法5（新設の届出）又は法附則5（既存店の最初の変更）の届出をした場合であって、その届出事項を変更する場合は、「変更」の手續が必要です。
- ・上記の変更手續は、その変更事項の種類により次の二通りがあります。
 - ・法第6条第1項の変更
 - 「大規模小売店舗の名称及び所在地」（法5①Ⅰ）
 - 「設置者及び小売業を行う者の名称等」（法5①Ⅱ）
 - ※ 変更後遅滞なく届け出すればよい変更です。
 - ・法第6条第2項の変更（「ア」と「イ」に分かれます。）
 - ア 「新設日」（法5①Ⅲ）
 - 「店舗面積の合計」（法5①Ⅳ）
 - 「施設の配置に関する事項」（法5①Ⅴ）
 - ※ あらかじめ届出が必要で、届出の日から8ヶ月を経過した後でなければ、実施できません（ただし、市の意見がない旨の通知があった場合は、その時点で実施可能です。）。
 - イ 「施設の運営に関する事項」（法5①Ⅵ）
 - ※ あらかじめ届出が必要ですが、8ヶ月間の実施制限はありません。

●平成12年6月1日以降一度も大規模小売店舗立地法の届出（法5、法附則5）をしていない店舗

- ・平成12年6月1日現在すでに大規模小売店舗であった店舗（大店法による手續を経て平成13年1月末日までに開業等をした店舗を含む。）の場合、平成12年6月1日以降最初に法5①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの変更をする場合は、「変更」の手續が必要です。

第 2-1 法第 6 条第 1 項の変更

届 出

法 5 ① I 又は II の事項を変更する場合は、遅滞なく、その旨を札幌市に届け出なければなりません。
(法 6 ①)

なお、この変更の場合でも、できる限り事前に商業・経営支援担当課にお知らせしてください。

【解 説】

- ・ 「遅滞なく」とは、一般的には「事情が許す限りで、できるだけ早く」という意味を持っているとされています。
- ・ この変更に伴い、法 6 ② の変更が必要となる場合は、法 6 ② の変更に合わせて届出されることとなりますので「あらかじめ」の届出となります。
(例) テナント入れ替えに伴う、小売業者の開閉店時刻の変更

1 届出義務者

届出義務者は、大規模小売店舗の設置者（所有者）です。

2 対象となる事項

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地（法 5 ① I）
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗内で小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（法 5 ① II）

【解 説】

- ・ 「大規模小売店舗の所在地の変更」とは、形式的な番地変更等を指し、実質上の移転に当たる場合には改めて法 5 ① の届出が必要となります（「大規模小売店舗立地法の解説」より）。
- ・ 譲渡、相続等で「大規模小売店舗を設置する者」の「氏名又は名称」が変わる場合は、法第 11 条の届出になります。

3 届出書類の提出

届出関係書類の作成 第三編 届出書類の作成 参照	届出書様式	施行規則「様式第 2」参照 (記載事項については P 4 9 参照)
	添付書類	必要ありません
書類提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課	
書類提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課	
書類提出部数	15 部以内で届出前に別途指定します	

- ・ 届出者が行う手続は、届出により終了します（説明会開催義務はありません。）。
- ・ 公告、縦覧され住民等の意見提出の対象とはなりますが、札幌市の意見の対象とはなりません。

第 2-2 法第 6 条第 2 項の変更

1 出店計画策定にあたって

1-1 関係行政機関等との協議等

大規模小売店舗の出店計画策定にあたっては、法はもちろんのこと、指針や本市の運用を尊重してください。また、技術的な事項や、その取り扱い（「地区」の指定、「駅」のとり方など）については、関係法令を遵守したうえで、警察・道路管理者等の関係行政機関等と十分に協議・相談を行ってください。

1-2 変更計画の事前説明

関係制度等との整合性の確保や法手続を円滑に行うため、計画がほぼできあがった時点で、あらかじめ（概ね 1 ヶ月前まで）届出に係る計画の概要を商業・経営支援担当課まで、お知らせください。概ね次のことを聴かせていただきます。なお、届出書類の案や図面等がある場合は、事前説明の際にお持ちください。

1. 届出する内容（変更する事項）
2. 変更之际し周辺地域の生活環境に配慮した事項
3. 説明会開催の予定時期、場所、回数等（おおよそのもの）
4. その他必要な事項

2 届 出

法5①ⅢからⅥまでの事項を変更する場合は、あらかじめ札幌市に届け出なければなりません。
(法6②)

2-1 届出義務者

届出義務者は、大規模小売店舗を新設する者又は設置している者です。

2-2 対象となる事項

1. 大規模小売店舗の新設をする日（法5①Ⅲ）	
2. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（法5①Ⅳ）	
3. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 （法5①Ⅴ）	①駐車場の位置及び収容台数 ②駐輪場の位置及び収容台数 ③荷さばき施設の位置及び面積 ④廃棄物等の保管施設の位置及び容量
4. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 （法5①Ⅵ）	①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2-3 届出不要の変更

上記2-2の事項のうち、次の変更は、届出不要とされています（法6②ただし書、施行規則7参照）

・一時的な変更	「一時的な変更」とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいいます（「大規模小売店舗立地法の解説」より）。
・都道府県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの	
・大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの	
・大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの	
・大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に1,000㎡又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの	
	イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
	ロ 法第6条第2項による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
・駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの	
・荷さばき施設の面積を増加させるもの	
・廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの	
・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの	

2-4 届出書類の提出

届出関係書類の作成	届出書様式	施行規則「様式第3」 (記載事項についてはP50～51参照)
第三編 届出書類の作成 参照	添付書類	施行規則4(変更に係る添付書類)参照 ・「届出書」「添付書類」を補完する資料の提出をお願いすることがあります。 ・上記書類の作成は、担当課と十分打ち合わせのうえ作成してください。※「新設の手続」参照
書類提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課	
書類提出部数	15部以内で届出前に別途指定します	

2-5 軽微な変更

軽微な変更 (施行規則8)	<p>法第6条第4項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、店舗の周辺的生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと札幌市が認めるものとする。</p> <p>【説明】「店舗に附属する施設」 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設</p>
認定手続	<ul style="list-style-type: none"> 届出者は、実施しようとする変更が「軽微な変更」に該当するものであるとするときは、当該変更に係る届出の際に書面により、その旨を理由を示して申し出てください。 軽微な変更該当するか、しないかの結果は、当該変更に係る届出の日(上記申出の日)から1ヶ月以内に文書により通知します。
認定の効果	<ul style="list-style-type: none"> 届出の日から8ヶ月間の実施制限が適用されません(札幌市が、当該変更が「軽微な変更」に該当すると認める通知の日以降、実施可能です。) 説明会を開催する必要がありません(法7①最初のかっこ書)。 札幌市の意見の対象とはなりません(法7①最初のかっこ書に「以下同じ。」と規定されていることによる。)

「軽微な変更」認定申出書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗の施設の位置の変更について、下記のとおり、大規模小売店
舗立地法第6条第4項ただし書の適用を受けたい旨申し出します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
2. 届出の内容等
 - (1) 届出日及び根拠条文
 - (2) 変更しようとする事項及び内容
3. 店舗周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないとする理由

関係資料 (別添)

3 説明会

3-1 説明会の開催

法6②の変更の届出をした者は、届出をした日から2ヶ月以内に、届出及び添付書類の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。（法7①）

会 場	<p><u>大規模小売店舗の所在地の周辺の施設で開催してください。</u></p> <p>※ 周辺地域の住民等の意向に配慮する観点から立地周辺地域の町内会等と相談することも一つの方法です。なお、町内会等と相談する場合は、事前に商業・経営支援担当課にお知らせください。</p>
回 数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則1回ですが、札幌市が必要と認めた場合には、3回を上限として市が指定した回数を開催することになっています（施行規則11①）。 ・ <u>札幌市では、1,000㎡超の店舗面積の増加の場合2回以上の開催を指定することとしていますので、この場合は、特に3回の指定がない限り、2回開催してください。</u> ・ <u>その他の変更の場合は、特に指定がない限り1回です。</u>
開催日時	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>説明会に参加する方が参集しやすい日時を設定してください。</u> ・ <u>2回以上開催する場合は、曜日を問わず夜間（午後7時前後）の開催と日曜又は祝日の日中の開催とを組み合わせてください。</u> <p>※ 周辺地域の住民等の意向に配慮する観点から立地周辺地域の町内会等と相談することも一つの方法です。なお、町内会等と相談する場合は、事前に商業・経営支援担当課にお知らせください。</p>

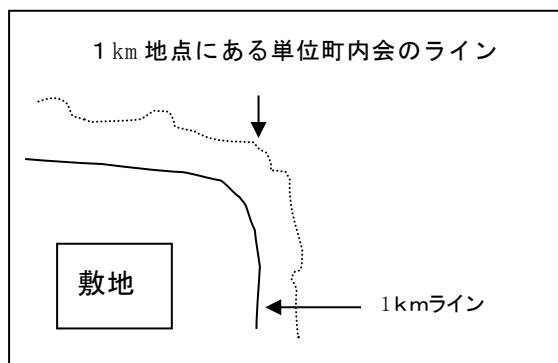
3-2 説明会開催公告

説明会開催者は、開催予定日時・場所を開催予定日の1週間前までに、公告しなければなりません（法7②・施行規則12）。

方 法	<p>①、②のいずれかの方法によってください。</p> <p>① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること</p> <p>② 届出に係る大規模小売店舗の立地地点の周辺の地域における説明会開催に関する広告の配布</p> <p>配布範囲：届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から少なくとも1kmの範囲（敷地境界から1kmに単位町内会がある場合は、その区域全域を含む。次ページ図参照）</p> <p>配布方法：次のいずれかの方法によってください。</p> <p>(ア) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の折り込み広告</p> <p>(イ) 町内会の協力を得て、回覧版等による広告紙の回覧又は配布</p> <p>(ウ) 住居、事業所等への広告紙の戸別配布</p> <p>※なるべく多くの方に周知されるよう、選択した方法以外のものを補完的に行うことや計画敷地内に案内を掲示するといったことも検討してください。</p>
-----	---

<p>公告内容 (例示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の規定に基づく説明会であること ・大規模小売店舗の変更の届出に係る説明会であること ・大規模小売店舗の名称・所在地 ・変更する内容(概要) ・説明会開催日時・場所 ・説明会主催者名、問い合わせ先
----------------------	---

【参考】下図の場合は、点線の内側が配布範囲になります



3-3 説明会実施計画書の提出

説明会開催者は、届出日以降説明会開催公告を行うまでの間に説明会実施計画書（様式はP 17参照）を商業・経営支援担当課に提出してください。

3-4 説明会実施報告書の提出

説明会を開催した者は、説明会実施後速やかに説明会実施報告書（様式はP 18参照）を商業・経営支援担当課に提出してください。

3-5 説明会が開催できない場合 新設の場合に同じ（→P 16参照）

3-6 掲示による説明会

法6②の変更の場合であって、札幌市が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく施行規則11①の方法による説明会（会場に参加者を集めて行う説明会）を開催する必要がないと認めるときは、説明会開催者（届出者）が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとされています（施行規則11②）。

<p>認定手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催者（届出者）は、実施しようとする変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため掲示による説明で足りるとする場合は、当該変更に係る届出の際に理由を示して、書面により申し出てください。この場合、あらかじめ商業・経営支援担当課に相談してください。 ・申出を認めるか否かは、当該変更に係る届出の日から1ヶ月以内に文書により通知します。
-------------	---

掲示による説明会認定申出書作成例

<p>「掲示による説明会」認定申出書</p> <p>令和 年 月 日</p>
<p>(あて先) 札幌市長</p>
<p>氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 住所</p>
<p>大規模小売店舗立地法第7条第1項の説明会について、下記のとおり同法施行規則第11条第2項に規定する掲示による説明会としたい旨申し出ます。</p>
<p>記</p>
<p>1. 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(名称)</p> <p>(所在地)</p>
<p>2. 届出の内容等</p> <p>(1) 届出日及び根拠条文</p> <p>(2) 変更しようとする事項及び内容</p>
<p>3. 店舗周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由</p>
<p>関係資料(別添)</p>

4 札幌市の意見

「札幌市の意見」に関する事項については、新設の届出の場合と同じです。「第1 大規模小売店舗の新設の手続 4 札幌市の意見」(→P20)を参照してください。(「新設」→「変更」と読み替えます。以下同じ。)

5 札幌市の意見後の変更等

「札幌市の意見後の変更等」に関する事項については、新設の届出の場合と同じです。「第1 大規模小売店舗の新設の手続 5 札幌市の意見後の変更等」(→P20)を参照してください。

6 札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表

「札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表」に関する事項については、新設の届出の場合と同じです。「第1 大規模小売店舗の新設の手続 6 札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表」(→P23・24)を参照してください。

第 2-3 法附則第 5 条第 1 項の変更

※ 法附則第 5 条第 3 項で準用する場合を含みます。

<p>1. 法附則 5 ①が適用（準用）される大規模小売店舗（以下「既存店」といいます。）</p>	<p>① 平成 12 年 6 月 1 日現在で、既に大規模小売店舗（店舗面積 1,000㎡超）であるもの（法附則 5 ①）</p> <p>② 大店法 3 ②③の規定による公示に係る建物で、平成 12 年 5 月 31 日までに大店法 5 ①・6 ①②の規定による届出をした者が、平成 13 年 1 月 31 日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗（店舗面積 1,000㎡超）となるもの（法附則 5 ②）</p>
<p>2. 法附則 5 ①の届出が必要な場合</p>	<p>既存店について、<u>法 5 ①IVから VI に掲げる事項の変更であって、平成 12 年 6 月 1 日以降最初に行われるものは、法附則 5 ①の届出が必要です。</u></p> <p>この場合、<u>法 5 ① I ・ II と IV から VI までで変更に係るもの以外のものの届出を併せて行うこととなります（法附則 5 ①）。</u></p>
<p>【補足説明】</p> <p>① 法 5 ① I（大規模小売店舗の名称・所在地）と法 5 ① II（設置者及び小売業者の名称等・所在地等）の変更のみの場合（例：他に変更を伴わないテナントの入れ替え）、届出の必要は、ありません（テナントの入れ替えにより、小売業者の開閉店時刻が変更になるのであれば、法附則 5 ①の届出が必要です。）。</p> <p>② 大店法による手続を行っている場合は、その手続に係る営業の開始又は店舗面積の増加が平成 13 年 1 月 31 日までに実施された場合は、当該営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われる変更が、該当します。</p> <p>③ 法附則 5 ①の届出のうち、変更に係る事項の届出は、<u>法 6 ②の規定による届出とみなされます。この場合、法 6 ②ただし書は、適用されませんので、届出不要とされている変更（例えば、店舗面積の合計の減少）であっても、法附則 5 ①の届出は必要です。</u></p>	

1 出店計画策定にあたって

1-1 関係行政機関等との協議等

大規模小売店舗の出店計画策定にあたっては、法はもちろんのこと、指針や本市の運用を尊重してください。また、技術的な事項や、その取り扱い（「地区」の指定、「駅」のとり方など）については、関係法令を遵守したうえで、警察・道路管理者等の関係行政機関等と十分に協議・相談を行ってください。

1-2 変更計画の事前説明

関係制度等との整合性の確保や法手続を円滑に行うため、出店計画がほぼできあがった時点で、あらかじめ（概ね1ヶ月前まで）届出に係る出店計画の概要を商業・経営支援担当課まで、お知らせください。概ね次のことを聴かせていただきます。なお、届出書類の案や図面等がある場合は、事前説明の際にお持ちください。

1. 届出する内容（変更する事項）
2. 変更之际し周辺地域の生活環境に配慮した事項
3. 説明会開催の予定時期、場所、回数等（おおよそのもの）
4. その他必要な事項

2 届 出

法5①ⅣからⅥまでの事項を変更する場合は、あらかじめ札幌市に届け出なければなりません。
(法附則5① 法附則5③で準用する場合を含む)

2-1 届出義務者

届出義務者は、大規模小売店舗を設置している者（建物所有者）です。

2-2 対象となる事項

次の事項の変更を行う場合にこの届出が必要です。

1. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（法5①Ⅳ）	
2. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (法5①Ⅴ)	① 駐車場の位置及び収容台数 ② 駐輪場の位置及び収容台数 ③ 荷さばき施設の位置及び面積 ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
3. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (法5①Ⅵ)	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2-3 届出書類の提出

届出関係書類の作成	届出書様式	施行規則「様式第8」 (記載事項についてはP56～57参照)
第三編 届出書類の作成参照	添付書類	施行規則4(変更に係る添付書類)参照 ・「届出書」「添付書類」を補完する資料の提出をお願いします。 ・上記書類の作成は、担当課と十分打ち合わせのうえ作成してください。※「新設の手続」参照
書類提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課	
書類提出部数	15部以内で届出前に別途指定します	

2-4 軽微な変更

<p>軽微な変更 (施行規則第8条)</p>	<p>法第6条第4項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、店舗の周辺の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと札幌市が認めるものとする。</p> <p>【説明】「店舗に附属する施設」 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設</p>
<p>認定手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者は、実施しようとする変更が「軽微な変更」に該当するものであるとするときは、当該変更に係る届出の際に書面により、その旨を理由を示して申し出てください。 ・軽微な変更に係るかどうかの結果は、当該変更に係る届出の日（上記申出の日）から1ヶ月以内に文書により通知します。
<p>認定の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の日から8ヶ月間の実施制限が適用されません（札幌市が、当該変更が「軽微な変更」に該当すると認める通知の日以降、実施可能です。）。 ・説明会を開催する必要がありません（法7①最初のかっこ書）。 ・札幌市の意見の対象とは、なりません（法7①最初のかっこ書に「以下同じ。」と規定されていることによる。）。

* 軽微な変更認定申出書作成例 P30参照

3 説明会

3-1 説明会の開催

法附則 5 ①の届出は法 6 ②の届出とみなされますので、法 7 ①の規定に従い、届出をした日から 2 ヶ月以内に、届出及び添付書類の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。

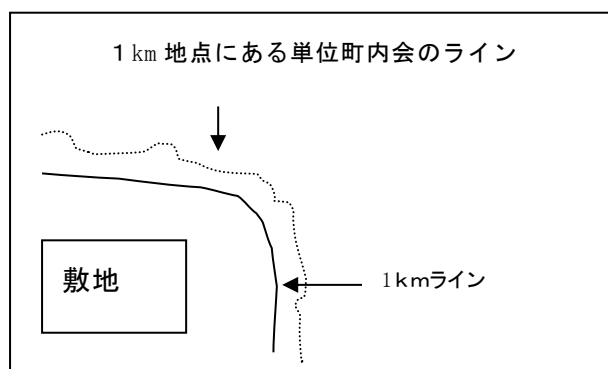
会 場	<u>大規模小売店舗の所在地の周辺の施設で開催してください。</u> ※ 周辺地域の住民等の意向に配慮する観点から立地周辺地域の町内会等と相談することも一つの方法です。なお、町内会等と相談する場合は、事前に商業・経営支援担当課にお知らせください。
回 数	・ 原則 1 回ですが、札幌市が必要と認めた場合には、3 回を上限として市が指定した回数を開催することになっています(施行規則 1 1 ①)。 ・ <u>札幌市では、1,000㎡超の店舗面積の増加の場合、2 回以上の開催を指定することとしていますので、この場合は、特に 3 回の指定がない限り、2 回開催してください。</u> <u>その他の変更の場合は、特に指定がないかぎり 1 回です。</u>
開催日時	・ <u>説明会に参加する方が参集しやすい日時を設定してください。</u> ・ <u>2 回以上開催する場合は、曜日を問わず夜間（午後 7 時前後）の開催と日曜又は祝日の日中の開催とを組み合わせてください。</u> ※ 周辺地域の住民等の意向に配慮する観点から立地周辺地域の町内会等と相談することも一つの方法です。なお、町内会等と相談する場合は、事前に商業・経営支援担当課にお知らせください。

3-2 説明会開催公告

説明会開催者は、開催予定日時・場所を開催予定日の1週間前までに、公告しなければなりません（法7②・施行規則12）。

方 法	<p>①、②のいずれかの方法によってください。</p> <p>① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること</p> <p>② 届出に係る大規模小売店舗の立地地点の周辺の地域における説明会開催に関する広告の配布 配布範囲：届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から少なくとも1kmの範囲（敷地境界から1kmに単位町内会がある場合は、その区域全域を含む。次ページ図参照） 配布方法：次のいずれかの方法によってください。 (ア) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の折り込み広告 (イ) 町内会の協力を得て、回覧版等による広告紙の回覧又は配布 (ウ) 住居、事業所への広告紙の戸別配布</p> <p>※多くの方が届出の内容を知ることができるよう、複数の方法を選択することや、店舗用敷地内に案内を掲示するなどの方法も検討してください。</p>
公告内容 (例示)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の規定に基づく説明会であること ・大規模小売店舗の変更の届出に係る説明会であること ・大規模小売店舗の名称・所在地 ・変更する内容（概要） ・説明会開催日時・場所 ・説明会主催者名、問い合わせ先

【参考】下図の場合は、点線の内側が配布範囲になります



3-3 説明会実施計画書の提出

説明会開催者は、届出日以降説明会開催公告を行うまでの間に説明会実施計画書（様式はP17参照）を商業・経営支援担当課に提出してください。

3-4 説明会実施報告書の提出

説明会を開催した者は、説明会実施後速やかに説明会実施報告書（様式はP18参照）を商業・経営支援担当課に提出してください。

3-5 説明会が開催できない場合 新設の場合に同じ（→P16参照）

3-6 掲示による説明会

法6②の変更の場合であって、札幌市が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく施行規則11①の方法による説明会（会場に参加者を集めて行う説明会）を開催する必要がないと認めるときは、説明会開催者（届出者）が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとされています（施行規則11②）。

認定手続	<ul style="list-style-type: none">・説明会開催者（届出者）は、実施しようとする変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため掲示による説明で足りるとする場合は、当該変更に係る届出の際に理由を示して、書面により申し出てください。この場合、あらかじめ商業・経営支援担当課に相談してください。・申出を認めるか否かは、当該変更に係る届出の日から1ヶ月以内に文書により通知します。
------	--

変更内容が法6②ただし書に該当する変更（→P28・29）である場合は、原則として掲示による説明会を認めることとします（書面による申出は必要です）。

* 掲示による説明会認定申出書作成例 P33参照

4 札幌市の意見

「札幌市の意見」に関する事項については、新設の届出の場合と同じです。「第1 大規模小売店舗の新設の手続 4 札幌市の意見」（→P20）を参照してください。

5 札幌市の意見後の変更等

「札幌市の意見後の変更等」に関する事項については、新設の届出の場合と同じです。「第1 大規模小売店舗の新設の手続 5 札幌市の意見後の変更等」（→P20）を参照してください。

6 札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表

「札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表」に関する事項については、新設の届出の場合と同じです。「第1 大規模小売店舗の新設の手続 6 札幌市の勧告及び勧告後の変更並びに公表」（→P23・24）を参照してください。

第3 その他の手続

大規模小売店舗立地法では、新設・変更のほか、次の事項について、届出手続が必要です。

1 大規模小売店舗の廃止（法6⑤）

店舗面積の合計を1,000㎡以下にするとき

2 承継（法11）

大規模小売店舗の新設等の届出をした者から、当該店舗を譲り受けた者等は、当該届出をした者の地位を承継することになります。

第 3-1 大規模小売店舗の廃止（第 6 条第 5 項）

届 出

大規模小売店舗内の店舗面積の合計を 1,000㎡以下とする者は、法 6 ⑤の規定に従い、その旨を札幌市に届け出なければなりません。

なお、この場合でも、あらかじめ商業・経営支援担当課にお知らせしてください。

既存店についても、店舗面積の合計を 1,000㎡以下とする場合は、この「廃止の届出」が必要となります。

1 届出義務者

届出義務者は、大規模小売店舗の設置者（所有者）です。

2 届出書類の提出

届出関係書類の作成 第三編 届出書類の作成 参照	届出書様式	施行規則「様式第 4」 （記載事項については P 5 2 参照）
	添付書類	必要ありません
書類提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課	
書類提出部数	15部以内で届出前に別途指定します	

- ・届出者が行う手続は、届出をもって終了します（説明会開催義務はありません。）。
- ・この届出は公告されます。

第 3-2 承継 (第 11 条)

【参考】法第 11 条全文

- 1 第 5 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出、第 8 条第 7 項の規定による届出若しくは通知又は第 9 条第 4 項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。
- 2 第 5 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出、第 8 条第 7 項の規定による届出若しくは通知又は第 9 条第 4 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により第 5 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出、第 8 条第 7 項の規定による届出若しくは通知又は第 9 条第 4 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

届 出

大規模小売店舗の新設等の届出をした者から、当該大規模小売店舗を譲り受けた者等は、当該届出をした者の地位を承継することになりますが、この場合、法 11 ③の規定に従い、遅滞なく、その旨を札幌市に届け出なければなりません。なお、この場合でも、あらかじめ商業・経営支援担当課にお知らせしてください。

【解 説】

- ・「遅滞なく」とは、一般的には「事情が許す限りで、できるだけ早く」という意味を持っているとされています。

1 届出義務者

届出義務者は、大規模小売店舗の新設者又は設置者の地位を承継した者です。

2 届出書類の提出

届出関係書類の作成 第三編 届出書類の作成 参照	届出書様式	施行規則「様式第 7」 (記載事項については P 55 参照)
	添付書類	承継を証する書類が必要です。
書類提出先	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課	
書類提出部数	15 部以内で届出前に別途指定します	

- ・手続は、届出をもって終了します

第三編 届出書類の作成

各種届出書、添付書類等は、本編の内容を参考にし、担当課と相談のうえ作成してください。

〔主な相談先〕

届出書類全般	経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課
交通環境関係	まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課
騒音環境関係	環境局環境都市推進部環境対策課
廃棄物関係	環境局環境事業部事業廃棄物課

1 届出書関係

1-1 施行規則「様式第1」関係（大規模小売店舗届出書 法第5条第1項の届出）

大規模小売店舗を新設する場合の届出書です。

様式第1	※受理年月日	
	※受理番号	
	※備考	

大規模小売店舗届出書

届出する日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

新設者（建物所有者）の氏名・住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

各項目の具体的内容は、
次項「詳細説明」をご覧ください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

【詳細説明】

大規模小売店舗の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・「名称」は、設置後予定しているものを記載。仮称でも可ですが、最終的に変更された場合は、法第6条第1項の届出が必要となります。 ・「所在地」は建物の所在地です。
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として届出に係る大規模小売店舗において小売業を行う全ての小売業者について、一括して届出を行います。 ・ただし、全ての小売業者について一括して届出を行うことが困難な場合には、少なくとも全ての大型小売業者（1,000 m²を超える小売業者）及び出店が決まっている小売業者について届出を行うようにしてください。 ・なお、未定の小売業者が決定した場合は、遅滞なく法第6条第1項の届出を行ってください。
大規模小売店舗の新設をする日	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設をする日」とは、大規模小売店舗の「開店日」のことです。「年月日」で表示してください。
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模小売店舗」「店舗面積」の定義・範囲については「第一編法の概要」を参照してください。
駐車場の位置及び収容台数	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に駐車場の収容台数（単位：台）を記載し、併せて駐車場の位置を示す図面（添付書類3の建物・施設配置図、各階平面図と併用可 二ヶ所以上あるときは、番号を付す）を添付。 例：位置 別添○図のとおり 収容台数 800台 ・駐車場の位置を示す図面には、表示された駐車場（二ヶ所以上あるときは、それぞれ）の収容台数も記載。 ・従業員用等は届出台数から除くこと
駐輪場の位置及び収容台数	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に駐輪場の収容台数（単位：台）を記載し、併せて駐輪場の位置を示す図面（添付書類3の建物・施設配置図、各階平面図と併用可 二ヶ所以上あるときは、番号を付す）を添付。 例：位置 別添○図のとおり 収容台数 100台： ・駐輪場の位置を示す図面には、表示された駐輪場（二ヶ所以上あるときは、それぞれ）の収容台数も記載。 ・従業員用等は届出台数から除くこと
荷さばき施設の位置及び面積	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に荷さばき施設（二ヶ所以上あるときは、それぞれの）面積（単位：m²）を記載し、併せて荷さばき施設の位置を示す図面（添付書類3の建物・施設配置図、各階平面図と併用可）を添付。 例：位置 別添○図のとおり 面積 ① 300m² ② 250m² ・荷さばき施設の位置を示す図面には、表示された荷さばき施設（二ヶ所以上あるときは、それぞれ）の面積も記載

<p>廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に廃棄物等の保管施設の容量（単位：立方^{メートル}）を記載し、併せて廃棄物等の保管施設の位置を示す図面（添付書類3の建物・施設配置図、各階平面図と併用可）を添付。 例：位置 別添○図のとおり 容量 ① 50立方^{メートル} ② 80立方^{メートル} ・廃棄物等の保管施設の位置を示す図面には、表示された保管施設（二ヶ所以上あるときは、それぞれ）の容量も記載。
<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に原則として、大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記載。ただし、大規模小売店舗全体として小売業者の営業時間を決めて管理しているような場合には、その統一的な時間を記載。
<p>来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に、駐車場（二ヶ所以上あるときはそれぞれの駐車場）が最大限利用可能な時間（○時から○時）を記載。 例：駐車場① 午前8時から午後9時 駐車場② 午前8時から午後7時 ・複合施設の場合は、店舗と店舗以外の施設の営業時間が異なることがあります。その場合は、あくまで「店舗の来客」が利用する時間帯を記載することになります（店舗営業時間をベースにしてください）。
<p>駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に、駐車場の自動車の出入口の数を記載し、その位置を示す図面（添付書類3の建物・施設配置図、各階平面図と併用可 二ヶ所以上あるときは、番号を付す）を添付。 例：出入口の数 出入口2箇所 出口1箇所 位置 別添○図のとおり
<p>荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に、荷さばき施設（二ヶ所以上あるときはそれぞれの荷さばき施設）が最大限利用可能な時間（○時から○時）を記載。 例 荷さばき施設① 午前6時から午後8時まで 荷さばき施設② 午前7時から午後8時まで

1-2 施行規則「様式第2」関係（変更届出書 法第6条第1項の届出）

①「大規模小売店舗の名称及び所在地」②「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」を変更した場合の届出書です。

様式第2

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

変更届出書

届出する日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所 届出日現在の設置者の氏名・名称

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 届出日現在の名称・所在地

2 変更した事項

(変更前) 例： 大規模小売店舗の名称

(変更後) (変更前) 〇〇〇〇

(変更後) △△△△

3 変更の年月日 実際に変更した年月日を記載します。通常は、事後の届出となるため、届出日より前の年月日が記載されることとなります。

4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

1-3 施行規則「様式第3」（変更届出書 法第6条第2項の届出）

- ①「大規模小売店舗の新設をする日」
- ②「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」
- ③「駐車場の位置及び収容台数」
- ④「駐輪場の位置及び収容台数」
- ⑤「荷さばき施設の位置及び面積」
- ⑥「廃棄物等の保管施設の位置及び容量」
- ⑦「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻」
- ⑧「来客が駐車場を利用することができる時間帯」
- ⑨「駐車場の自動車の出入口の数及び位置」
- ⑩「荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯」

を変更する場合の届出書です。

様式第3	
※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長 届出する日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所 届出日現在の設置者の氏名・名称

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 既に届出をしてある名称・所在地

2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後) 2、3については次項「詳細説明」をご覧ください。

3 変更する年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

【詳細説明】

変更しようとする事項	<ul style="list-style-type: none">・変更しようとする事項と、その変更前と変更後を記載。 例：大規模小売店舗内の店舗面積の合計 （変更前） 15,000㎡ （変更後） 18,000㎡・現状ではなく（例えば、届出不要の変更を行っている場合でも）、現に届出がなされている状態が「変更前」の状態となります。 例：届出されている店舗面積の合計 15,000㎡ 実際の店舗面積の合計 15,500㎡ （届出不要で500㎡増） （変更前） 15,000㎡ となる。・各事項の具体的記載内容は「1-1 施行規則「様式第1」のページ（P46～48）を参照してください。
変更する年月日	<ul style="list-style-type: none">・変更を予定している日です。・「あらかじめの届出」なので届出する日以降の日が記載されます。

1-4 施行規則「様式第4」(大規模小売店舗廃止届出書 法第6条第5項の届出)

店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合の届出書です。

様式第4	※受理年月日	
	※受理番号	
	※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

届出する日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

届出日現在の設置者の氏名・名称

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

廃止に係る店舗の名称、所在地

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

現に届出されている店舗面積の合計(附則5の届出を行っていない大規模小売店舗の場合は、平成12年6月1日現在の店舗面積)

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡から1,000㎡の数値を記載してください

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡(法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積)以下となる日

「年月日」で記載(届出日以降の年月日)

5 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の項は記載しないこと。

1-5 施行規則「様式第5」（届出事項変更届出書 法第8条第7項の届出）

法第8条第4項の規定による札幌市の意見を踏まえ当初の届出を変更する場合の届出書です。

様式第5

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長 届出する日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所 届出日現在の「新設する者」「設置者」の氏名、住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

当初の届出（法第5条第1項又は法第6条第2項）に係る大規模小売店舗の名称及び所在地です。

2 変更しようとする事項

（変更前） 例：駐車場の収容台数
 （変更前） 150台
 （変更後） 200台

既に提出済みの添付書類（図面、補足資料を含む。）を修正する場合は、この届出書に合わせて、修正後の添付書類等を提出してください。

3 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の項は記載しないこと。

1-6 施行規則「様式第6」(届出事項変更届出書 法第9条第4項の届出)

法第9条第1項の規定による札幌市の勧告を踏まえ、届出事項を変更する場合の届出書です。

様式第6	※受理年月日	
	※受理番号	
	※備考	

届出事項変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長 届出する日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

届出日現在の「新設する者」「設置者」の氏名、住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

当初の届出(法第5条第1項又は法第6条第2項)に係る大規模小売店舗の名称及び所在地です。

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

例：駐車場の収容台数
(変更前) 150台
(変更後) 200台
既に提出済みの添付書類(図面、補足資料を含む。)を修正する場合は、
この届出書に合わせて、修正後の添付書類等を提出してください。

3 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

1-7 施行規則「様式第7」(承継届出書 法第11条第3項の届出)

大規模小売店舗の譲渡、届出者について相続、合併等があった場合の届出書です。

様式第7

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

承継届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長

届出する日

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗の譲受者等の名称、所在地が記載されます。

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
 3 ※印の項は記載しないこと。

○ 「大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類」

- ・ 譲渡：契約書 等
- ・ 相続：登記簿謄本 等
- ・ 合併：登記簿謄本 等
- ・ 分割：登記簿謄本 等

1-8 施行規則「様式第8」(大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 法附則第5条第1項の届出)

既存店の平成12年6月1日以降最初に行われる届出事項の変更の際の届出書です。

様式第8	※受理年月日	
	※受理番号	
	※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

札幌市長 届出する日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所 届出日現在の設置者の氏名、住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

【詳細説明】

<p>以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項</p>	<ul style="list-style-type: none">・実際の届出書には、「<u>4 上記2の変更に係るもの以外の事項</u>」とし、変更のない事項について、それぞれ平成12年6月1日現在の状況（大店法の調整に係る店舗については、調整された状況あるいは開店したときなどの状況）が記載されることとなります。・それぞれの項目については、1-1 施行規則「様式1」を参照してください。
-------------------------------------	---

2 添付書類・補足資料関係 (施行規則第4条第1項)

第1号 「法人にあってはその登記事項証明書」

- ・ 発行後3ヶ月以内のものとしてください。
- ・ 副本たる届出書類の場合は、コピーで可
- ・ 届出者が個人の場合は、住民基本台帳ネットワークにより確認しますので、添付書類は不要です。ただし、利用を希望しない場合は、予め申し出たうえ、住民票を添付し、副本たる届出書類には住民票のコピーを添付してください。

第2号 「主として販売する物品の種類」

- ・ 活動を行う予定の各小売業者について「食料品」「衣料品」等代表的な取扱品の種類を記載

【例】

小売業者名	主として販売する物品
〇〇〇	食料品、家庭用雑貨
△△△	衣料品、靴

第3号 「建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面」

- ・ 次の図面を作成してください。

①広域見取図 縮尺及び方位を表示 スケール表示 A4又はA3	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建物敷地（駐車場が敷地外にある場合はその駐車場敷地を含む）境界から約1kmの範囲を含むもの</u> ・ <u>周辺道路、主要施設（学校、病院等）がわかるもの</u> ・ 建物（隔地施設を含む）の位置を明示。
②周辺見取図 縮尺及び方位を表示 スケール表示 A4又はA3	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>店舗周辺の住宅等の状況、学校・病院・図書館・保育所・公園・療養施設・社会福祉施設等がわかるもの</u> ・ 周辺道路の道路状況がわかるもの ・ 用途地域区分境界、地区計画区域等を表示
③建物・施設配置図 縮尺及び方位を表示 スケール表示 A4又はA3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗部分、附属施設等を明示 ・ <u>大規模小売店舗内にオフィスや映画館等の施設がある場合には、その施設の種類を記載</u> ・ 隣接道路・隣接建物等がわかるもの
④各階平面図 縮尺及び方位を表示 スケール表示 A4又はA3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗部分、附属施設等を明示 ・ 大規模小売店舗内にオフィスや映画館等の施設がある場合には、その施設の種類を記載
⑤立面図（任意）	

第4号 「必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠」

① 必要駐車台数の算出

【指針の係数・計算式を用いる場合 次の表によってください】

項 目 等		各項目算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	【理由】 ・都市計画法の用途地域 ・商業集積の状況 など
S：店舗面積	千㎡	例：12,345㎡の場合 12,345千㎡
A：店舗面積当たり日來客数原単位	人/千㎡	
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	駅名 m	※「その他地区」の場合は不要
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間係数		
F：必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

端数処理：四捨五入

・併設施設の面積が小売店舗の面積の2割を超える場合であって小売業の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設がある場合

項 目 等				計算式等
G：併設施設	施設名	営業内容	面積 (㎡)	
	合 計			
X：小売店舗の店舗面積に対する併設施設の面積の割合			%	$G \div S$
Y：比率倍			倍	
Z：併設施設も含めた必要駐車台数			台	$F \times Y$

・併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合
 ・オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合
 ・小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合

項 目 等					
併 設 施 設	施設名	営業内容	面積 (㎡)	必要駐車台数 (台)	算出根拠
	合 計				
小売店舗及び併設施設の必要駐車台数の計					

※平成 31 年 1 月 1 日以降に届出を行う場合、駐車場整備地区内においては、次ページのとおり「必要駐車台数の特例」を適用することができます。なお、既存店や類似店において、駐車場の入庫待ち行列が発生している等、店舗周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせるおそれがある場合は、適用できません。

※指針の係数・計算式を用いない場合は、その係数、計算式を用いることが合理的であると
する根拠を示してください。

例：類似店舗参照の場合

- ・当該店舗が届出店舗と類似しているという根拠
- ・使用した係数、計算式が合理的であるとする根拠 など

※複合開発などで商業施設以外の施設を含めて一体的に検討したほうが良い場合は、大規模開発地区関連交通計画マニュアル（建設省（現：国土交通省））でも検討してください。

② 駐車場収容台数の検証

検証項目	検 証 結 果
i 届出台数 との比較	<p>観点：届出台数と必要駐車台数との比較 例 1：届出台数 100 台 必要台数 90 台 必要台数は確保 例 2：届出台数 50 台 必要台数 90 台 周辺特約駐車場として 50 台分は確保可能であり、その利用を奨励することにより必要台数は確保可能である。 ※店舗以外の施設が併設され駐車場が共用である場合、その施設の利用者の駐車スペースも併せて検証する。</p> <p>※附置義務台数：〇〇台（条例対象地域の場合）</p>
ii 積雪期の 対策	<p>観点：積雪期にも必要駐車台数が確保されているとする理由 例 1：融雪槽を設置しており必要台数の確保は可能 例 2：一時的に雪堆積場として 40 台ほど使用できなくなるが除排雪を徹底し必要台数の確保を図る。 ※雪堆積場を届出対象から除外することもできます。</p>

～駐車場整備地区内における必要駐車台数の特例について～

札幌市では、「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を一部改正し、駐車場整備地区（※）内における床面積当たりの駐車台数（原単位）の緩和を行いました。

これに伴い、法に基づく届出についても平成31年1月1日以降、駐車場整備地区内においては以下のとおりの緩和措置を適用できることとします。なお、当該店舗周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせるおそれがある場合は、適用できません。

【緩和措置の計算式】

$$\begin{array}{l} \text{駐車場整備地区内の} \\ \text{必要駐車台数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{指針に基づく必要駐車台数} \\ \text{(端数処理前の値)} \end{array} \times \begin{array}{l} 2/3 \\ \text{(端数処理：四捨五入)} \end{array}$$

※ 駐車場整備地区

札幌市都市局建築指導部「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び同条例施行規則の手引き」1ページの図を参照してください。

(URL : <http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/jourei/documents/futigimutebiki.pdf>)



※枠内で囲まれた区域が駐車場整備地区

第5号 「駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項」

1. 駐車場概要・周辺道路の状況等										
駐車場収容台数	台									
駐車場形式										
出入口の位置・幅員等	別添駐車場等概要図のとおり									
入庫処理能力	(出入口ごとに根拠も含め記載)									
駐車区画の配置	別添駐車場等概要図と (作成例)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>台数</th> <th>大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>台</td> <td>〇m×〇m</td> </tr> <tr> <td>身障者用</td> <td>台</td> <td>〇m×〇m</td> </tr> </tbody> </table>		台数	大きさ	一般用	台	〇m×〇m	身障者用	台	〇m×〇m
		台数	大きさ							
一般用	台	〇m×〇m								
身障者用	台	〇m×〇m								
駐車場内(外)の自動車の通路、幅員	別添駐車場等概要図のとおり									
駐車場から店舗の入口までの歩行者経路	別添駐車場等概要図のとおり									
駐車待ちスペースの位置及び入出庫車の 発券ブース等の位置 (設置予定がある場合のみ)	別添駐車場等概要図のとおり									
周辺道路の状況	別添〇図、〇図、〇図のとおり									

2. 方向別自動車台数の設定												
①来店者の分布範囲の設定	店舗を中心とする半径〇kmとした。 【理由】											
②アクセス経路の設定	広域経路 図面〇(広域見取図(交通))に示すとおり											
	周辺経路 図面〇(周辺見取図(交通))に示すとおり											
③来店者の分布範囲の分割	図面〇(広域見取図(交通))に示すとおり											
④ゾーン別世帯数構成比の 推計	作成例											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯数(構成比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゾーン1(〇方面)</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>ゾーン2(〇方面)</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>ゾーン3(〇方面)</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>ゾーン4(〇方面)</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(100%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：〇〇〇〇による</p>		世帯数(構成比)	ゾーン1(〇方面)	(%)	ゾーン2(〇方面)	(%)	ゾーン3(〇方面)	(%)	ゾーン4(〇方面)	(%)	計
	世帯数(構成比)											
ゾーン1(〇方面)	(%)											
ゾーン2(〇方面)	(%)											
ゾーン3(〇方面)	(%)											
ゾーン4(〇方面)	(%)											
計	(100%)											
⑤方向別ピーク時自動車来 台数の設定 単位：台 ※添付図面〇(周辺見取図 (交通))参照	作成例											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>来台数(構成比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゾーン1(〇方面)</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>ゾーン2(〇方面)</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>ゾーン3(〇方面)</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>ゾーン4(〇方面)</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(100%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ピーク時来台数の計算式() 参考 指針計算の場合：日來客数〇〇〇×ピーク率×自動車分担率÷平均乗車人員</p>		来台数(構成比)	ゾーン1(〇方面)	(%)	ゾーン2(〇方面)	(%)	ゾーン3(〇方面)	(%)	ゾーン4(〇方面)	(%)	計
	来台数(構成比)											
ゾーン1(〇方面)	(%)											
ゾーン2(〇方面)	(%)											
ゾーン3(〇方面)	(%)											
ゾーン4(〇方面)	(%)											
計	(100%)											

3. 出入口設定の検証												
① 出入口の入庫台数の検討 ※添付図面○（周辺見取図（交通））参照	ピーク1時間当たりの入（出）庫台数 作成例											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出入口</th> <th>入庫台数</th> <th>（参考）出庫台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	出入口	入庫台数	（参考）出庫台数							計	
出入口	入庫台数	（参考）出庫台数										
計												
② 出入口の数及び位置の検討	i. 入庫処理能力（ピーク1時間当たり） 作成例											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th> </th> <th>入庫処理能力</th> <th>入庫台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入口1</td> <td>台/時</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>出入口2</td> <td>台/時</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>出入口3</td> <td>台/時</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		入庫処理能力	入庫台数	出入口1	台/時		出入口2	台/時		出入口3	台/時
	入庫処理能力	入庫台数										
出入口1	台/時											
出入口2	台/時											
出入口3	台/時											
ii. 出入口の数及び位置												
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入口の数及び位置が適切であるとする理由 （駐車場法の基準と比較した場合の検証、周辺道路・交通安全への配慮などを含む） </div>												

※駐車場法に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあっては、これを遵守することは当然ですが、その他の場合にあっては、駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとなるよう努めてください。また、必要に応じて当該基準に適合していることを確認できる数値等を図示してください。

第6号 「来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法」

案内経路	別添○図のとおり	
出庫経路	別添○図のとおり	
案内方法	案内表示の設置	別添○図（広域見取図（交通）、周辺見取図（交通））のとおり
	ちらし等の配布	（配布方法、内容等）
	交通整理員の配置	（配置場所・人数、配置日時等）
	その他	

第7号 「荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯」

時間帯	荷さばき車両発生台数		
	○t車	△t車	合計
○時～○時			

平均的な荷さばき処理時間	
○t車	△t車

※荷さばき施設が複数ある場合は、施設ごとに作成してください。

【交通関係補足資料】可能な限り作成してください。

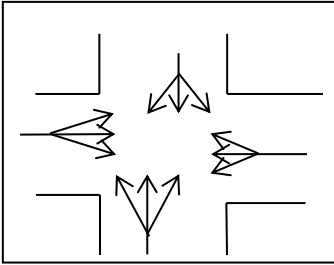
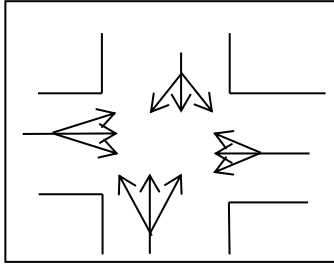
1. 駐輪場の計画					
①必要台数の算出 (収容台数の検討) ※原動機付自転車を含む。	<p>【札幌市条例原単位による場合】 店舗面積÷原単位＝必要台数（端数処理：四捨五入） ※札幌市条例原単位以外の数値・計算式を用いる場合は、その係数、計算式を用いることが合理的であるとする根拠を示してください。 ●届出台数との比較 届出台数 ○○台「<」もしくは「>」必要台数○○台</p>				
②駐輪場の構造等	<table border="1"> <tr> <td>構 造</td> <td>(平面、立体等 駐輪場ごと)</td> </tr> <tr> <td>面積及び一台当たり面積</td> <td>(各駐輪場ごと) ○m×○m=○○㎡ (一台当たり○㎡)</td> </tr> </table>	構 造	(平面、立体等 駐輪場ごと)	面積及び一台当たり面積	(各駐輪場ごと) ○m×○m=○○㎡ (一台当たり○㎡)
構 造	(平面、立体等 駐輪場ごと)				
面積及び一台当たり面積	(各駐輪場ごと) ○m×○m=○○㎡ (一台当たり○㎡)				
③駐輪場管理体制	<table border="1"> <tr> <td>整理員等の配置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業時間外の管理等</td> <td></td> </tr> </table>	整理員等の配置		営業時間外の管理等	
整理員等の配置					
営業時間外の管理等					
④駐輪場案内表示					
⑤自動二輪車の駐車場について	<p>※指針で示された範囲で配慮したことを記載してください。 特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる場合には、その駐車場を確保するなどの配慮をしてください。 例：場所を明示した場合、その図面及び台数 (例：別添○図のとおり) 安全確保のための対策など</p>				

※札幌市条例原単位

	原 単 位		下 限	
	都心部	郊外部	都心部	郊外部
商業施設	145㎡当たり1台	45㎡当たり1台	2,900㎡	900㎡
銀行	都心部	郊外部	都心部	郊外部
	70㎡当たり1台	—	1,400㎡	—
遊戯施設	パチンコ店	パチンコ店以外	パチンコ店	パチンコ店以外
	30㎡当たり1台	140㎡当たり1台	600㎡	2,800㎡

2. 荷さばき施設の計画		
①荷さばき施設面積の検討	同時作業可能台数 (施設ごとに記載)	例：○ t 車 △台 □ t 車 △台
	待機スペースの有無	無・有→広さ (m × m) 位置：駐車場等概要図のとおり
<p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要面積（台数分）が確保されているか ・作業スペースは搬入商品の大きさ等を勘案して確保されているか ・施設の規模や構造は、搬出入車両の大きさ等に適合した幅、奥行き及びはり下の高さを確保しているか <p>【参考】札幌市附置義務台数（条例：平成 14 年 1 月 1 日施行）</p> <p>店舗の用途に供する床面積 6,000 m²につき 1 台</p> <p>大型駐車マス 幅 3.0m以上、長さ 7.7m以上 高さ 3.0m以上</p> <p>駐車マス附置割合 普通：大型=1：1 (ただし附置台数が 1 台の場合 大型駐車マスとする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機スペースの必要性の検討 		
②搬出入車両の出入口の検討	<p>【観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用出入口の必要性の検討 ・周辺道路の交通に及ぼす影響、歩行者の通行への配慮 	

3. 交通量調査・予測				
①交差点総流入車両 調査結果	交差点ごとに作成（作成例）			
	調査地点及び方向			
	調査実施日	令和 年 月 日 ()		
	調査方法			
	時間帯	普通車	大型車	合計
	○時～○時			
<p>※来退場経路上にある最寄交差点</p> <p>※時間帯は店舗開店時刻プラス 1 時間</p>				

<p>②通過交通量の設定 (現況・開店後比較)</p>	<p>各交差点ごとに作成</p> <p>【現況】</p>  <p>ピーク時： 時台</p> <p>【開店後】</p>  <p>ピーク時： 時台</p>									
<p>③交差点飽和度</p>	<p>各交差点ごとに作成</p> <table border="1" data-bbox="730 604 1241 743"> <thead> <tr> <th></th> <th>現況</th> <th>開店後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飽和度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ピーク時</td> <td>時台</td> <td>時台</td> </tr> </tbody> </table>		現況	開店後	飽和度			ピーク時	時台	時台
	現況	開店後								
飽和度										
ピーク時	時台	時台								

4. その他周辺交通への配慮

【観点】

- ・ 交通整理員の配置計画
- ・ オープン時、イベント時等の対応策 など

5. 関係機関事前協議等での指摘事項と対応策に関する事項

警察署や道路管理者等関係機関との事前協議を行っている場合には、指摘されている事項と対応策について具体的に記載。

【交通関係図面一覧 添付書類5、6、交通関係補足資料】

図面の種類	具体的内容・記載事項等
<p>1 広域見取図（交通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位を表示 ・スケール表示 <p>（複数図面可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類3の広域見取図と同じものを使用 ・来店者の分布範囲の分割線を表示 ・来客のアクセス経路（想定経路）を表示
<p>2 周辺見取図（交通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位を表示 ・スケール表示 <p>（複数図面可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入口の位置と敷地境界から300m圏以上の道路状況がわかるもの ・次の事項を表示（◎必須事項、○望ましい事項） ①来客自動車の来退場経路（◎） 周辺道路から駐車場入口に案内する経路及び駐車場出入口からの案内帰路を矢印表示し、併せて開店後における各案内経路別来台数割合（予測結果）を表示 ②車線数・交差点右左折帯（○） 図面上に表記された全ての道路について車線数・縦断勾配・分離帯の状況を記入（ただし、自動車が通行できない道路・勾配のない道路については記入不要）また、右左折帯がある交差点については、その状況と長さをわかりやすく記入。 ③歩道（○） 敷地に接する道路に歩道がある場合は、その位置・幅員・植樹の状況を記入し、併せて通行量調査の結果を表示 ④横断歩道（○） 敷地に接する道路に横断歩道がある場合は、その位置を記入し、併せて横断者の通行量調査結果（○）を添付。 ⑤信号（◎） 図面に表記された範囲内に信号がある場合は、その位置を記入し、併せて信号現示調査結果を添付。 ⑥踏切（◎） 図面に表記された範囲内に鉄道と交差する道路がある場合、その位置と踏切か立体交差かの別を記入。踏切の場合、併せて踏切遮断示調査結果（○）を添付。 ⑦交通規制（◎） 図面に表記された全ての道路について一方通行、右折禁止、通行規制、回転禁止等の状況を記入。 ⑧通学路（○） 図面に表記された範囲内に学校がある場合、その位置と主たる通学路を記入。 ⑨バス路線（○） 図面に表記された範囲内にバス路線がある場合、停留所の位置と路線を記入し、併せて各停留所の運行時刻表を添付。 ⑩搬出入車両の経路（◎） 搬出入車両の運行経路を矢印表示
<p>3 駐車場等概要図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺：1/200～500 ・縮尺及び方位を表示 ・スケール表示 <p>※必要に応じ各階平面図を使用すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類3 建物配置図（各階平面図）と同じ図面を使用 ①駐車区画の配置 ②駐車場内（外）の自動車の通路、幅員 ③駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員 ④駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ⑤駐車待ちスペースの位置及び入出庫車の発券ブース等の位置（設置予定がある場合のみ） ⑥駐輪場への自転車等の経路 ⑦駐輪場案内表示の位置 ⑧搬出入車両の出入口の位置 ⑨搬出入車両の待機場所の位置

【騒音関係前提整理表】※一部届出書記載内容と重複します。

建物・施設等の周辺	別添周辺見取図（騒音等）のとおり （用途地域等）	
建物規模	延床：〇〇〇㎡ 店舗面積：〇〇〇㎡	
建物の構造		
建物・施設の配置	別添建物・施設配置図（騒音等）のとおり	
店舗開閉店時刻	最大 午前〇時から午後〇時	
駐車場利用時間帯	（駐車場ごと）	
荷さばき施設利用時間帯 及び台数	（荷さばき施設ごと）	
遮音壁の設置	有・無	
	位置	別添建物・施設配置図（騒音等）のとおり
	構造等	別添遮音壁構造図のとおり ※遮音壁の厚さ、材質・構造等の分かる図面を添付
廃棄物収集作業時間帯 及び台数	（保管場所ごと）	
冷暖房・給排気施設、冷蔵 施設等の位置・稼働時間帯	位置	別添建物・施設配置図（騒音等）のとおり
	稼働時間帯	別添一覧表のとおり ※図面に施設ごとに番号を振ったうえで、一覧表を添付
一日当たり自動車来台数	〇〇〇台（計 算 式）	
現況騒音測定の結果	（任意） ※店舗設置位置の周囲4方向	

※図面関係は「騒音等関係図面一覧」を参照してください。

第8号 「遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面」

※「騒音関係前提整理表のとおり」としてください

第9号 「冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面」

※「騒音関係前提整理表のとおり」としてください

第10号 「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠」

予測地点の設定	予測地点	別添図面のおとり ※周辺見取図（騒音等）、建物・施設配置図（騒音等）などの図面にわかりやすく表示する。				
		地点	店舗から見た方位	建物等	用途地域	高さ
		A				
		B				
		C				
	D					
	予測地点 設定理由	※予測地点の位置、高さの選定理由について記載すること				
予測計算書	別添のおとり <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予測式等を用いた計算は「予測計算書」として別添資料とする。 ・ 基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明らかにすること。 (文献、メーカー提示数値等) </div>					

予測の結果

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間	予測地点までの距離(m)				各予測地点における騒音予測レベル(dB)				
	騒音レベル(dB)	距離		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点	
定常騒音	冷却塔											
	室外機											
	給排気口											
変動騒音	自動車走行											
	荷さばきアイドリング											
	荷さばき後進ブザー											
	廃棄物収集作業											
	BGM等											
衝撃騒音	荷さばき											
	荷おろし											
	荷さばき台車走行											
昼間(夜間)の等価騒音	A地点				C地点							
	B地点				D地点							

※昼間と夜間についてそれぞれ作成する。

評 価		等価騒音レベル							
項 目		昼 間				夜 間			
		A	B	C	D	A	B	C	D
予測結果									
環 境 基準	地域類型								
	基準値								
コメント		<p>【観点】基準値を満たしているか否か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値を満たしていない場合は、対応策を示すこと。 							

第 11 号 「夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠」

予測地点の設定	予測地点	別添図面のとおり ※周辺見取図（騒音等）、建物・施設配置図（騒音等）などの図面にわかりやすく表示する。
	予測地点設定理由	※予測地点の位置、高さの選定理由について記載
予測計算書	別添のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・予測式等を用いた計算は「予測計算書」として別添資料とする。 ・基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明らかにすること。 (文献、メーカー提示数値等) 	

※夜間最大値の予測・評価方法について

基本的に騒音発生源ごとに予測・評価を行いますが、直近住居壁際が同一となるなど、個々の発生源が近接している場合は合成音として数値を出してください。

ただし、建物が密集している場合など、予測地点が別々であっても、個別判断で合成騒音として評価を求める場合があります。予めご了承ください。

※併設施設の騒音予測・評価について

夜間において、著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を留意願います。

予測の結果		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離等		各予測地点における騒音予測レベル (dB)		
騒音発生源	(例) 給排気口	騒音レベル (dB)	基準距離 (m)		予測地点	距離 (m)	設備毎の 騒音レベル	規制基準	
		定常騒音		39.5			1.0	28800	a1
変動騒音									
衝撃騒音									

夜間（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音について作成

評価		a1	a2	a3	a4	a5	a6	a7	a8	a9
予測地点										
予測結果										
規制基準	地域類型									
	基準値									
コメント		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【観点】基準値を満たしているか否か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値を満たしていないときは、対応策を示すこと。 </div>								

【騒音等関係補足資料】可能な限り作成してください。

・騒音（防音）対策等の計画	【項目（例）】		
	荷さばき作業	施設面 作業面	
	営業宣伝活動	※拡声施設がある場合は、その位置及び施設の概要の資料を添付	
	騒音発生施設（設備）	※施設（設備）の詳細、壁、床の構造に関する資料を添付	
	駐車場	施設面	※夜間使用がある場合、使用部分を最小限にするなどの配慮を行うこと。
		運用面	
	敷地内外の除雪作業		
廃棄物収集作業	施設面		
	作業面		

悪臭対策

※ 食品加工場及び併設施設から悪臭や調理臭が発生する可能性がある場合には、その発散防止対策など

光害対策

※屋外照明・広告塔照明に関する配慮（照明設備の位置を示す図面を添付）

【騒音等関係図面一覧 添付書類 8、9、10、11、騒音等関係補足資料】

図面の種類		具体的内容・記載事項等
1	周辺見取図（騒音等） ・縮尺及び方位を表示 （複数図面可）	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類3の周辺見取図と同じ図面の使用可 ・付近の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かるもの ・店舗周辺の住宅等の状況、学校・病院・図書館・保育所・療養施設・社会福祉施設等の位置を明示 ・用途地域区分境界、地区計画区域 ・都市計画道路、公園、再開発事業、区画整理事業、開発行為等の状況 ・騒音測定及び予測位置、騒音発生源までの距離
2	建物・施設配置図（騒音等） ・縮尺：1/200～500 ・縮尺及び方位を表示 ※必要に応じ各階平面図を使用すること	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類3 建物配置図（各階平面図）又は交通関係図面「駐車場等概要図」と同じ図面の使用可 ①駐車場の配置 ②駐車区画の配置 ③駐車場内（外）の自動車の通路、幅員 ④駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員 ⑤駐車待ちスペースの位置及び入出庫車の発券ブース等の位置（設置予定がある場合のみ） ⑥荷さばき施設・搬出入車両の出入口等の配置 ⑦搬出入車両の待機場所 ⑧廃棄物等保管施設の配置 ⑨送風機、冷暖房用室外機、冷蔵冷凍庫用室外機、冷却塔、給排気ダクト等の位置 ⑩拡声放送施設、敷地内照明、広告塔の位置 ⑪屋外に設置する融雪機、融雪用ボイラー等の位置 ⑫遮音壁設置位置 ⑬騒音測定及び予測位置、騒音発生源までの距離
詳細図	建物構造図	機械室、ボイラー室、電気室等屋内騒音発生施設設置場所の壁、床等の構造
	施設詳細図	空調機器、冷暖房機器、ボイラー、融雪機、融雪用ボイラー、冷凍冷蔵用室外機、拡声放送施設
	遮音壁構造図	屋外騒音発生施設の防音対策として設置する遮音壁の構造

第12号 「必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠」

(1) 建築物の利用状況

建築面積等	面積	入居者の用途	専用面積
敷地面積	m ²		m ²
建築面積	m ²		m ²
延べ建築面積	m ²		m ²
うち駐車場等付帯部分	m ²		m ²
階 数	地上 階		m ²
	地下 階		m ²
			m ²
		計	m ²
		うち小売店舗の用に供する面積	m ²
		うち小売店舗以外の用に供する面積	m ²

(2) 小売店舗からの排出量の予測

廃棄物種別	店舗面積		原単位	一日当り廃棄物排出量	平均保管日数	見かけ比重	排出予測量
紙製廃棄物	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.208 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.011 t / 千m ²	t / 日			
	計			t / 日			
金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.007 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.003 t / 千m ²	t / 日			
	計			t / 日			
ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.006 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.002 t / 千m ²	t / 日			
	計			t / 日			
プラスチック製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.020 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.003 t / 千m ²	t / 日			
	計			t / 日			
生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.169 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.020 t / 千m ²	t / 日			
	計			t / 日			
その他の可燃性廃棄物等		千m ²	0.054 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³
計					合計		m ³

上記分類以外の廃棄物等※			t / 日	日	t / m ³	m ³
計					合計	m ³

※その他の不燃性廃棄物、廃家電や粗大ごみ等

〔予測量の算出根拠〕

原単位：
見かけ比重：

(3) 小売店舗以外からの排出量予測（小売店舗以外の施設が有り、廃棄物等保管施設を共用している場合）

廃棄物種別	店舗面積		原単位	一日当り廃棄物排出量	平均保管日数	見かけ比重	排出予測量	
紙製廃棄物	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.208 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³	
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.011 t / 千m ²	t / 日				
	計			t / 日				
金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.007 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³	
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.003 t / 千m ²	t / 日				
	計			t / 日				
ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.006 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³	
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.002 t / 千m ²	t / 日				
	計			t / 日				
プラスチック製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.020 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³	
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.003 t / 千m ²	t / 日				
	計			t / 日				
生ごみ等	飲食店以外	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.169 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.020 t / 千m ²				
	飲食店		千m ²	0.2 t / 千m ²	t / 日			
		計			t / 日			
その他の可燃性廃棄物等		千m ²	0.054 t / 千m ²	t / 日	日	t / m ³	m ³	
計					合計		m ³	

上記分類以外の廃棄物等※	[算出根拠]	m ³
--------------	--------	----------------

※その他の不燃性廃棄物や粗大ごみ等

[予測量の算出根拠]

原単位：

見かけ比重：

【廃棄物関係補足資料】可能な限り作成してください。

○ 廃棄物の減量化対策及びリサイクル体制

減量化対策及びその概要	
リサイクル体制及びその概要	
消費者への周知方法	

○ 廃棄物の保管場所の計画

(1) 廃棄物保管施設

施設の区分	面積	容積	有効高さ	構造	洗浄設備
施設の区分	その他附属設備の概要				

附属設備は空調・換気設備及び脱水処理機・生ごみ処理機・圧縮処理機等の中間処理設備等について記載する。

(2) 再利用対象物保管施設

施設の区分	面積	容積	有効高さ	構造	附属設備の概要

※「有効高さ」については、施設自体の高さではなく、廃棄物保管施設として利用することが可能である常識的な高さを記載してください。

○ 廃棄物等の処理・運搬計画

(1) 分別・リサイクル実施計画

廃棄物の種類(※)	発生予測量 t/年	ごみ処分量 t/年	資源化量 t/年	資源回収業者
段ボール				
古紙				
紙ごみ				
空き缶				
空き瓶				
ペットボトル				
生ごみ				
その他の可燃ごみ				
その他の不燃ごみ				
合計				

※「廃棄物の種類」については、「必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠」で排出予測量、及びその根拠を示す必要があります。

(2) 廃棄物等の運搬・処理の方法

- ・分別する廃棄物の種類ごとに記載すること。
- ・テナントが個別に運搬・処理する場合は、各々記載すること。

項目		種類	
運搬の方法		自社運搬・業者委託	自社運搬・業者委託
自社運搬の場合	人員所属		
	車両所属	自社所有・借り上げ	自社所有・借り上げ
委託予定業者等			
運搬頻度			
最終処分方法			
最終処分先			
中間処理を行う場合	処理の具体的な方法		
	処理関連設備の内容		
	設備の悪臭・騒音対策		
	管理体制	自社直営・業者委託	自社直営・業者委託
	管理業者		
	施設の配置	別添資料	別添資料

○ 廃棄物等の管理体制の計画

廃棄物管理責任者の選任	
廃棄物等の管理体制	

【廃棄物関係図面一覧 廃棄物関係補足資料】

図面の種類	具体的内容・記載事項等
1 保管施設位置・収集車経路図 ※必要に応じ各階平面図を使用すること	・廃棄物等保管施設の位置を示した図面と同じ図面を使用し、保管施設の位置、収集車両の進入経路及び積込み作業位置等を明示。 ・中間処理施設等を配置する場合はその施設も明示
2 各階平面図	※添付書類3と同じなので省略できます。
3 保管施設平面図	廃棄物及び再利用対象物の保管区分・附属設備等を明示
4 保管施設立面図	保管施設の構造の概要を明示

【その他配慮事項に関する資料】任意です。届出段階で明らかなもので結構です。

<p>歩行者の通行の利便の確保等の配慮</p>	<p>【観点】 歩行者の通行の利便の確保等において、指針で示された範囲で配慮したことがあれば、具体的に記載してください（必要に応じ図面表示：周辺見取図A、建物配置図。この場合、図面番号等を明記すること）。</p>
<p>防災対策への協力</p>	<p>【観点】 防災対策への協力について、指針で示された範囲で配慮したことがあれば、具体的に記載してください。</p>
<p>防犯対策への協力</p>	<p>【観点】 防犯対策（特に深夜）について、指針で示された範囲で配慮したことがあれば、具体的に記載してください。併設施設を有する場合は、その併設施設においても防犯・非行防止について配慮したことがあれば、具体的に記載して下さい。</p>
<p>街並みづくり等への配慮等</p>	<p>【観点】 街並みづくり等への配慮等について、指針で示された範囲で配慮したことがあれば、具体的に記載してください。（建物の外観等がわかる図面があれば、併せて提出してください。） 項目例：地域地区指定等と建築計画の合致 札幌市都市景観条例の適用の有無、適合性 その他周辺の街並みづくり計画の有無と整合性の配慮</p>

【添付書類等の綴り方（例）】※次の様式で表紙を作成し、それに沿って綴ってください。

左欄番号は施行規則4の号数を表す。

添 付 書 類 等		ページ番号
1	法人にあってはその登記事項証明書（*届出者が個人であれば住民票を添付する場合あり）	
2	主として販売する物品の種類	
3	建物の位置およびその建物内の小売業を行うための店舗に供される部分の配置を示す図面	
	交通関係添付書類・補足資料（*中表紙を入れてください）	
4	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	
5	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	
6	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	
7	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	
	交通関係補足資料（*任意です）	
	交通関係図面	
	交通関係参考資料（*ある場合）	
	騒音等関係添付書類・補足資料（*中表紙を入れてください）	
	騒音関係前提整理表	
8	遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	
9	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及びその位置を示す図面	
10	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	
11	夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	
	騒音等関係補足資料（*任意です）	
	騒音等関係図面	
	騒音等関係参考資料（*ある場合）	
	廃棄物関係添付書類・補足資料（*中表紙を入れてください）	
12	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	
	廃棄物関係補足資料（*任意です）	
	廃棄物関係図面	
	廃棄物関係参考資料（*ある場合）	
	その他配慮事項に関する資料（*ある場合）	